

職員の給与等に関する報告及び 給与改定に関する勧告

令和 7 年 9 月

広島県人事委員会

は じ め に

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関であり、任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で、人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて、勧告、報告するなどの地方公務員法に定められた役割を担っている。

このうち、人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための制度である。

このため、本委員会は、民間事業の従事者の給与や、本県職員の勤務条件、国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件、その他社会情勢について調査、研究を行い、その成果を踏まえ、職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告を行うものである。



令和7年9月30日

広島県議会議長	中 本 隆 志 様
広島県知事	湯 崎 英 彦 様

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

職員の給与等について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与及び人事行政における当面の諸課題について別紙1のとおり報告するとともに、給与の改定について別紙2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のために所要の措置を講じられるとともに、報告の中で触れた諸課題について、解決に向けた取組を進められることを希望します。

目 次

(別紙 1)

報 告	1
I 職員の給与に関する報告	2
1 職員の給与等	2
(1) 職員数及び職員構成	2
(2) 平均年齢及び年齢階層別職員構成	3
(3) 平均給与月額	4
2 民間給与の状況	4
(1) 職種別民間給与実態調査	4
(2) 給与改定等の状況	5
(3) 初任給の状況	6
3 職員給与と民間給与との比較	6
(1) 公民給与の比較方法の見直し	6
(2) 月例給	7
(3) 特別給	7
4 職員給与と国家公務員給与との比較	8
5 人事院の給与勧告等	8
6 結び	12
(1) 令和 7 年 4 月の民間給与との較差等に基づく給与改定	12
(2) 給与制度をめぐる諸課題	13
II 人事行政における当面の諸課題に関する報告	16
1 人材の確保・育成等	16
(1) 多様で有為な人材の確保	16
(2) 挑戦と成長を支える人材マネジメントの推進	17
(3) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり	19
2 Well-being の実現につながる勤務環境の整備	20
(1) 時間外勤務の縮減等	20
(2) 多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の推進	22
(3) 職員の健康管理	23
(4) ハラスメントの防止	24
3 不祥事根絶に向けた取組の徹底	25
III 給与勧告実施の要請	27

(別紙 2)

勧 告	28
-----	----

(説明資料)

1 職員給与関係資料	1
2 民間給与等関係資料	40

報 告

本人事委員会は、本県職員の給与の実態及び民間事業所における給与並びに生計費等給与決定に関連のある諸般の事情等について調査、検討を行ったので、その結果を報告するとともに、人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

I 職員の給与に関する報告

1 職員の給与等

本人事委員会が行った本年4月現在における人事統計調査によれば、職員の給与等の状況は次のとおりであり、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職及び情報職の6種9給料表の適用を受けている。

(1) 職員数及び職員構成

第1表のとおり、職員の総数は22,690人で、昨年に比べ172人減少しており、給料表別の職員構成比は、教育職が全体の49.8%を占め、以下、行政職25.2%、公安職22.6%、医療職1.2%、研究職1.1%、情報職0.2%となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第1表 給料表別職員数及び構成比				(単位：人)
区 分 給料表	職 員 数			令和7年 職員構成比
	令和7年4月	令和6年4月	増 減	
全 給 料 表	22,690	22,862	△ 172	100.0%
行 政 職 給 料 表	5,712	5,830	△ 118	25.2%
公 安 職 給 料 表	5,126	5,128	△ 2	22.6%
教 育 職 給 料 表 (二)(ロ)	3,612	3,675	△ 63	49.8%
教 育 職 給 料 表 (三)(イ)	7,679	7,714	△ 35	
研 究 職 給 料 表	256	254	＋ 2	1.1%
医 療 職 給 料 表 (一)	51	43	＋ 8	1.2%
医 療 職 給 料 表 (二)	129	132	△ 3	
医 療 職 給 料 表 (三)	85	86	△ 1	
情 報 職 給 料 表	40	—	—	0.2%

- (注) 1 各年の4月1日現在の人事統計調査による（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員を含み、職員の給与に関する条例附則第8項及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則第5項により給料月額が決定される職員（以下「定年延長者」という。）及び暫定再任用職員等を除く。以下、第4表までについて同じ。）。
- 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある（以下の各表において同じ。）。

(2) 平均年齢及び年齢階層別職員構成

職員の平均年齢は、第2表のとおり、39.7歳である。これを給料表別にみると、平均年齢が最も高いのは研究職給料表の適用者（研究員等）で43.1歳、最も低いのは教育職給料表(三)(イ)の適用者（小中学校教諭等）で38.2歳となっている。

なお、職員数を5歳幅の年齢階層別でみると、第3表のとおり、25歳から29歳までの年齢階層が最も多く、各年齢階層の構成比を昨年と比べると、18歳から24歳まで、30歳から44歳までの各年齢階層が増加している。

【説明資料 第1表参照】

■第2表 給料表別平均年齢

(単位：歳)

区 分 給料表	平 均 年 齢		
	令和7年4月	令和6年4月	増 減
全 給 料 表	39.7	40.0	△0.3
行 政 職 給 料 表	41.6	41.9	△0.3
公 安 職 給 料 表	39.0	38.8	+0.2
教 育 職 給 料 表 (二)(ロ)	40.8	41.6	△0.8
教 育 職 給 料 表 (三)(イ)	38.2	38.5	△0.3
研 究 職 給 料 表	43.1	43.3	△0.2
医 療 職 給 料 表 (一)	39.5	40.0	△0.5
医 療 職 給 料 表 (二)	42.7	42.9	△0.2
医 療 職 給 料 表 (三)	38.6	38.6	0.0
情 報 職 給 料 表	40.6	—	—

■第3表 年齢階層別職員構成比

(単位：%)

年 齢 階 層	18～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55歳 以上
令和7年4月	9.3	14.6	14.3	13.2	11.1	11.1	13.0	13.2
令和6年4月	8.9	14.8	13.7	13.0	11.0	11.3	13.0	14.2
増 減	+0.4	△0.2	+0.6	+0.2	+0.1	△0.2	0.0	△1.0
参 考 平成27年4月	6.3	11.5	10.4	10.0	12.1	12.9	18.3	18.6

(3) 平均給与月額

職員の本年４月における平均給与月額は、第４表のとおり、401,165円で、これを給料表別にみると、最も高いのは医療職給料表(一)の適用者（医師等）で840,988円、最も低いのは医療職給料表(三)の適用者（保健師等）で358,908円となっている。平均給与月額を昨年と比べると全体では3.1%（12,202円）増加しており、これを給料表別にみると、増加率が最も高いのは医療職給料表(三)の適用者となっている。

【説明資料 第３表参照】

■第４表 職員１人当たりの平均給与月額

(単位：円)

区 分 給料表	平 均 給 与 月 額			
	令和７年４月	令和６年４月	増減額	増減率
全 給 料 表	401,165	388,963	+ 12,202	+3.1%
行 政 職 給 料 表	383,093	372,735	+ 10,358	+2.8%
公 安 職 給 料 表	394,532	380,439	+ 14,093	+3.7%
教 育 職 給 料 表 (二) (ロ)	428,628	419,770	+ 8,858	+2.1%
教 育 職 給 料 表 (三) (イ)	403,061	389,861	+ 13,200	+3.4%
研 究 職 給 料 表	416,847	406,440	+ 10,407	+2.6%
医 療 職 給 料 表 (一)	840,988	825,772	+ 15,216	+1.8%
医 療 職 給 料 表 (二)	392,628	380,500	+ 12,128	+3.2%
医 療 職 給 料 表 (三)	358,908	343,407	+ 15,501	+4.5%
情 報 職 給 料 表	444,498	—	—	—

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本人事業委員会は、本県の民間給与の実態を把握し職員給与と民間給与との比較を行うため、人事院及び広島市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,348の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法（調査事業所が特定の業種や企業規模に偏ることがないように、幾つかのグループに区分し、それぞれのグループから無作為に選り出す抽出方法）によって抽出した337事業所について、令和７年職種別民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の22職種約13,000人及び研究員、医師等の54職種約1,100人について、各民間企業における本年4月分として支払われた給与月額及び給与改定の状況等を詳細に調査した。

本年の調査完了率は、各事業所の協力を得て、84.1%となっており、調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

なお、後記3のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

【説明資料 第13表参照】

(2) 給与改定等の状況

民間における給与改定等の状況は、第5表及び第6表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は67.9%（昨年65.9%）であり、昨年に比べ2.0ポイント増加している。また、定期昇給を実施した事業所の割合は96.3%（同94.2%）であり、昨年に比べ2.1ポイント増加している。

■第5表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

区 分		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
役職段階	係 員				
	令和7年調査	67.9	0.3	0.5	31.3
	令和6年調査	65.9	1.0	0.7	32.5
課長級	令和7年調査	58.4	1.9	0.5	39.2
	令和6年調査	57.1	1.0	0.4	41.5

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

■第6表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

区 分 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			昨年と比較して昇給額が					
			増額	減額	変化なし			
係 員	令和7年調査	96.9	96.3	38.6	3.7	54.0	0.6	3.1
	令和6年調査	94.6	94.2	42.6	1.7	49.9	0.5	5.4
課長級	令和7年調査	82.1	81.6	34.9	2.3	44.4	0.6	17.9
	令和6年調査	81.9	81.5	35.2	1.5	44.8	0.5	18.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 初任給の状況

民間における初任給の改定状況は、第7表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で30.5%（昨年33.9%）、高校卒で21.3%（同16.3%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で80.5%（同88.5%）、高校卒で79.8%（同93.7%）であり、それぞれ昨年に比べ大学卒は8.0ポイント、高校卒は13.9ポイント減少している。一方、据え置いた事業所の割合は大学卒で19.5%（同11.5%）、高校卒で20.2%（同6.3%）であり、それぞれ昨年に比べ大学卒は8.0ポイント、高校卒は13.9ポイント増加している。

【説明資料 第14表、第15表参照】

■第7表 民間における初任給の改定状況

（単位：％）

学 歴		初任給の改定状況				採用なし
		採用あり	初任給の改定状況			
			増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	令和7年調査	30.5	(80.5)	(19.5)	—	69.5
	令和6年調査	33.9	(88.5)	(11.5)	—	66.1
高 校 卒	令和7年調査	21.3	(79.8)	(20.2)	—	78.7
	令和6年調査	16.3	(93.7)	(6.3)	—	83.7

（注）1 事務員と技術者のみを対象としたものである（事業所単位による集計）。

2 （ ）内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 公民給与の比較方法の見直し

公民給与の比較は、公務員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本とし、本県において行政職給料表の適用を受ける職員と民間企業の従業員のうち、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢の条件が対応すると認められる者について、民間給与実態調査の結果に基づき、相互の給与を比較しているところである。

本年、人事院は行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要があるとし、官民給与の比較方法の見直しを行ったところである。

本県においても、行政課題が複雑化・多様化する状況にある点は、国と同様であり、有為な人材の獲得にあたっては、国家公務員と競合関係にあることを考慮し、公民給与の比較方法について、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直すこととした。

(2) 月例給

人事統計調査及び民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所の従業員においては公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月の給与額を対比させ、精密に比較したところ、第8表のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均11,543円（2.97%）下回っている。

【説明資料 第3表、第16表、第17表参照】

■第8表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差((A)-(B)) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
400,019 円	388,476 円	11,543円 (2.97%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである（ラスパイレス方式）。
- 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から、時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。
- 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,712人（定年延長者115人を除く。）から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた5,468人（平均年齢42.3歳）である。
- 4 比較対象企業規模を100人以上とする見直しを行わなかった場合の較差は、10,047円（2.59%）である。

(3) 特別給

民間給与実態調査の結果によると、第9表のとおり、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は所定内給与月額の4.67月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の平均年間支給月数（4.60月）が民間事業所の特別給を0.07月分下回っている。

【説明資料 第18表参照】

■第9表 民間における特別給の支給状況

区 分	特 別 給 の 支 給 割 合
下 半 期	2.25 月分
上 半 期	2.42 月分
年 間 計	4.67 月分

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から7月までの期間をいう。

2 比較対象企業規模を100人以上とする見直しを行わなかった場合の特別給の支給割合の年間計は、4.65月分である。

4 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の令和6年地方公務員給与実態調査によれば、令和6年4月1日における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、国家公務員の俸給水準を100とした場合の本県のラスパイレス指数は100.9(令和5年100.5)であり、前年に比べ0.4ポイント増加している。

なお、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は99.6(令和5年99.2)であり、前年に比べ0.4ポイント増加している。

5 人事院の給与勧告等

人事院は、本年8月7日、国会と内閣に対し、国家公務員に係る「公務員人事管理に関する報告」及び「職員の給与に関する報告」を行い、あわせて、給与等の改定についての勧告を行った。

この中で、「公務員人事管理に関する報告」については、激しい人材獲得競争を勝ち抜くための改革として、「高い使命感とやりがいを持って働ける公務」、「実力本位で活躍できる公務」、「働きやすさと成長が両立する公務」及び「誰もが挑戦できる開かれた公務」を実現するための取組について報告された。

また、給与改定については、本年4月の国家公務員の月例給が民間給与を15,014円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても昨年を大幅に上回る引上げ改定を行

うほか、特別給については、民間の支給状況等を考慮し、支給月数を0.05月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとされた。

さらに、「職務・職責を重視した新たな給与体系」を実現するため、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとされた。

これらの概要については、次のとおりである。

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)
[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

- 俸給
 - 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
 - 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善
- 本府省業務調整手当
 - 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
 - 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- 特勤勤務手当等
 - 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
 - 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

〔直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕

● 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

6 結び

(1) 令和7年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりであり、職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

ア 月例給

本年の職員給与が民間給与を11,543円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、給料表を改定することとし、行政職給料表について、職員給与と民間給与との較差の程度や人事院の改定の考え方等を踏まえ、若年層に重点を置きつつ、全ての号給について所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえた改定を行う必要がある。

その他の給料表については、行政職給料表等との均衡を基本に改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、国の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

ウ 宿日直手当

人事院は、宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、国の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

エ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数(4.60月)が民間事業所における賞与等の特別給(4.67月分)を下回っていることから、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月とする必要がある。

支給月数の引き上げ分は、国の改定状況、民間事業所における特別給の配分状況等を参考にして、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、6月分と12月分の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.0125月分引き上

げる必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、国の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

オ 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

(2) 給与制度をめぐる諸課題

ア 通勤手当

人事院は、民間給与実態調査における民間の支給状況等を踏まえ、自動車等使用者に対する通勤手当に係る見直しを行うこととした。本県においては、職員の通勤実態等を考慮し、国とは異なる独自の措置を講じていることを踏まえ、次のとおりとする必要がある。

(ア) 自動車又は自転車等の使用者に対する通勤手当

適材適所の配置や人材の育成など、人事管理上の必要性により県内各地への異動等が行われている中で、一定数の職員について、やむを得ず長距離通勤している状況がある。このため、職員の経済的負担軽減の観点から、自動車の使用者に対する通勤手当について、新たな距離区分を創設する。

また、前回の見直し以降の情勢変化等を踏まえ、自動車及び自転車等の使用者に係る手当額を引き上げる。

(イ) 駐車場等の利用に対する通勤手当

職員の駐車場等の利用状況や民間給与実態調査における調査結果等を踏まえて、駐車場等の利用に対する通勤手当について、支給の限度額を引き上げるとともに、支給額を1か月当たりの駐車場等料金の額の2分の1に相当する額とする取扱いを廃止する。

なお、人事院は、本年の勧告において、近年、人材確保の困難性が高ま

る中で、月の途中から民間人材等が採用される事例が生じてきており、通勤手当の支給方法もこれを受けてより柔軟なものとしていく必要があると示したことから、人事院の取扱いを注視し、本県の実態を踏まえた対応を検討する必要がある。

イ 特地勤務手当等

人事院は、職員の転勤に対する忌避感が高まる中で、勤務地を異にする異動の円滑化を図るためには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要であるとし、特地勤務手当等と他の手当との調整の廃止や特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大を行うとともに、最新のデータを踏まえ、特地官署等の指定の見直し等を行うこととした。

本県においても、勤務地を異にする異動の円滑化を図るため、国の取扱いに準じた措置を講じる必要がある。

ウ 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

人事院は、優秀な人材を確保・定着させるため、毎年の適正な人事評価に基づき高い能力・実績のある人材が登用され、より職務・職責に見合った給与が支給される体系に移行する必要があるとし、本年は本府省業務調整手当の見直し及び在級期間表の廃止を行うこととした。また、人事・給与関係業務について、業務の効率化の視点も踏まえ、簡素で分かりやすいものとするよう見直しを検討することとしている。

本県においても、優秀な人材の確保・定着は大きな課題であることから、国の動向を注視し、人材確保の観点や本県の実態等を踏まえて、必要な見直しを進めていくとともに、任命権者においても役割や活躍に応じた給与が支給できるよう、一層の取組が必要である。

本年においては、中途採用職員等に係る民間企業等における在職期間の取扱いについて、国に準じた見直しを行うことが適当である。また、人事・給与関係業務について、国の動向も注視しつつ、さらなる業務の効率化を進める必要がある。

エ 教員給与

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一

部を改正する法律が成立したことを踏まえ、教職調整額について所要の改正を行うことが適当である。

学校教育法等の改正による主務教諭の新設や、教育公務員特例法の改正による義務教育等教員特別手当の見直しなど、国において教員給与の見直しが進められているところであり、本県においても、国や他の都道府県の動向を踏まえ、検討を進めていく必要がある。

Ⅱ 人事行政における当面の諸課題に関する報告

1 人材の確保・育成等

想定を上回るペースで進む人口減少、緊迫化する国際情勢、急速に革新・普及が進むデジタル技術と関連産業の発展、自然災害の激甚化・頻発化、不確実性の高まる経済情勢など、本県を取り巻く環境は刻一刻と変化している。

こうした社会経済情勢の変化や複雑化・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、一人一人の職員を重要な資本と捉え、その価値を最大限引き出すことで組織の生産性を高めていくという人的資本経営の考え方のもと、多様で有為な人材を確保、育成するとともに、全ての職員がその能力を発揮し働き続けることができる環境づくりに不断に取り組まなければならない。

本県においても、採用手法の改善や戦略的な公務の魅力発信に取り組むとともに、職員一人一人が働きがいと成長実感を持てる組織となるよう更なる変革を進め、公務内外の人材が「働きたい、働き続けたい」と思える魅力的な組織を実現していくことが必要である。

(1) 多様で有為な人材の確保

本県では、これまで、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開を通じ、幅広い層から意欲のある人材の確保を進め、令和7年度の大学卒業程度試験の受験者数は3年ぶりに増加したところであるが、今後見込まれる若年人口の更なる減少や若年層のキャリア意識の変化、デジタル人材など技術系職種の人材獲得競争の激化を踏まえれば、本県の職員採用を取り巻く環境は引き続き厳しいものと想定される。

こうした状況においても、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を確保していくことができるよう、各任命権者とも連携し、広報活動や試験制度の研究・改善を行うとともに、職員の有する経験をより適切に処遇に反映することが重要である。

国においては、民間企業等との人材獲得競争が激しくなる中で、採用試験実施時期の前倒しや受験可能年齢の引下げ、合格有効期間の延伸などが行われるとともに、公務の魅力向上と発信を強化することで、選ばれる公

務職場に向けた取組が進められている。また、公務を一度離職した者を適切なタイミングで柔軟に採用することを可能とする、いわゆるアルムナイ採用制度の整備が検討されている。

他の都道府県においても、試験実施時期の前倒しや教養試験の廃止、オンライン試験や大学３年生から受験可能な試験の導入など、様々な取組が行われている。

本県においても、大学卒業程度試験（６月通常試験）の公募開始時期の前倒しやオンライン試験も活用した早期卒試験の新設等に取り組んできたところであるが、今後、これらの取組を更に充実させることに加え、大学３年生から受験可能な試験の新設等、より幅広い層の人材がチャレンジできる試験制度を検討するとともに、アルムナイ採用制度のより柔軟な運用等、様々な手法での人材確保を行うことが必要である。

併せて、インターンシップ等を活用した公務の魅力の積極的な発信や、採用辞退防止に向けた取組の強化も必要である。

更に、専門的な知識・経験の蓄積が必要な職種については、これまでの新卒採用に加えて、引き続き、適切な処遇の下での社会人経験者採用や任期付職員採用等によって民間人材を確保するとともに、これらの人材が、その能力や知見を発揮できるようにしていくことも重要である。

(2) 挑戦と成長を支える人材マネジメントの推進

本県を取り巻く環境が絶えず変化する昨今、限られた経営資源の中で本県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには、多様な価値観や経験を持つ職員一人一人の意欲と能力を組織の原動力へと転換し、組織のパフォーマンスを最大化させていくことが求められる。

本県においては、これまでも、イノベーションの創出や生産性の向上を目的として、組織のミッション性を高めるなど成果志向の組織体制や、プロジェクト・チームの活用等による柔軟で機動的な組織体制の整備を進めてきたところであるが、成果獲得に向けた組織マネジメントを更に推し進めていくに当たっては、組織として目指す方向性や重視する価値、今後の

事業展開を見据えた「人材ポートフォリオ（今後の事業戦略の実現に必要なとなる人材の質的・量的な構成を明らかにしたもの）」を構築した上で、現状とのギャップを可視化し、その差を埋めるための人材確保・育成施策を適切に講じていく必要がある。

また、こうした人材確保・育成施策を実効性のあるものにするためには、職員一人一人の意欲を高め、組織全体のパフォーマンスを向上させることが不可欠である。併せて、人材の流動性が高まりつつある昨今において、離職防止の観点からも、職員がやりがいや働きがいを感じ、主体的に業務に取り組むことができる環境の整備が重要である。

公務の人材獲得の競合相手となる民間企業では、働き方やキャリア形成に対する意識の変化に対応し、採用方法、職場環境、雇用慣行や処遇などの面で、特に若年層を中心としたニーズに沿った変革が講じられている。本県においても、特に若年層の意識やニーズを把握した上で、その定着及びキャリア形成支援等を進めていく必要がある。

このため、各任命権者においては、多様で困難な課題に果敢に挑み、日々奮闘する職員一人一人が県職員であることに誇りを持ち、働きがいを感じられる組織となるよう、職場環境を絶えず変革していくとともに、納得感かつメリハリのある人事評価を行うことを通じて、職員の成長を促し、その成長を実感できる環境を整備していく必要がある。

また、本県を取り巻く経営環境の急速な変化に対応するためには、職員が自律的・主体的かつ継続的な学び直し（リスキリング）を行うことができる環境を整備していくことが不可欠である。リスキリングが人材戦略の一環として経営戦略の実現に寄与するためには、その実現に当たって不足するスキル、経験等を明確化し、人材の確保や配置など幅広い人事管理への活用を図っていくことが重要である。

以上のような人材マネジメントを実現するためには、それらの土台となるデータ基盤の確立が不可欠である。各任命権者においては、人材ポートフォリオとの整合を意識しながら、職員の経験や保有スキル、キャリアに関する意向等をデータ化し、いわゆるタレントマネジメントシステムのよ

うなツールに蓄積して活用するなど、人事管理におけるデジタル活用を積極的に進めていく必要がある。

(3) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

社会情勢が目まぐるしく変化する中、県民一人一人のニーズに寄り添い、質の高い行政サービスを提供し続けていくためには、行政組織自身が、多様な価値観を理解し受け入れることができる、しなやかな組織であることが不可欠である。そのためには、職員の多様な背景を尊重し、性別や障害の有無等にかかわらず、誰もがその意欲と能力を十分に発揮しながら、生き活きとやりがいをもって働くことができる職場づくりに取り組んでいくことが求められる。

女性の活躍の推進については、これまで、各任命権者とも、女性活躍推進法に基づき特定事業主行動計画を定めて取組を進めており、女性登用などの面において一定の成果に結びついているところである。次期計画の策定・推進に当たっては、現状把握を行い、どのような点が課題となっているかを多角的に分析の上、女性が自身の能力を十分に発揮することのできる、実効性のある取組を検討していくことが重要である。

障害者雇用については、公務組織は民間企業を率先して垂範するという役割からも、ハンディキャップの有無にかかわらず、各自の能力・個性を最大限に発揮し、生き活きと働くことができる環境を目指し、障害のある人の就労機会の拡大に取り組んでいく必要がある。各任命権者においては、法定雇用率の達成に留まらず、雇用された障害者の定着・活躍に向けた取組を推進することで、障害のある職員も含めた職員一人一人が、その個性や特性を失うことなく、それらを活かした上で、自身の持つ能力を最大限に発揮できるような職場の実現に向けて取り組む必要がある。

高齢層職員については、現在の職員規模を維持とした場合、定年の引上げに伴い組織における高齢層職員数の割合は増加することが見込まれる。人手不足が深刻化しつつある昨今、高齢層職員は本県を支える重要な人材である。高齢層職員が培ってきた多様な知識と経験を公務内で積極的

に活用できるよう、組織における役割を明確化した上で、必要な研修の実施など、意欲を持って働き続けられる環境の整備に取り組む必要がある。

性別、障害、年齢、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、各々が抱える事情など、職員一人一人の属性、背景、価値観や考え方は異なっている。この差異を互いに認め合い、活かしていくことは、多様化・複雑化する行政課題の解決に資するものであり、組織全体のパフォーマンスの向上にもつながる。

こうした職場づくりの土台として、地位や経験にかかわらず組織内で自分の考えや気持ちを安心して表現できる、心理的安全性の高い組織を実現していくことが求められている。各任命権者においては、心理的安全性やその理解を進めながら、様々な個性や価値観・事情が尊重・配慮され、全ての職員が活躍できる魅力ある職場を実現していく必要がある。

2 Well-beingの実現につながる勤務環境の整備

ワークスタイル・ライフスタイルに対する価値観が多様化している中、公務においても職員が高い意欲とやりがいをもって働くことができる勤務環境が求められている。

職員一人一人の「仕事の充実」と「仕事以外の暮らしの充実」の好循環を生み出し、Well-being（肉体的にも精神的にも社会的にも全てが満たされた状態）が実現されることにより、個々の職員のモチベーションやパフォーマンスが向上し、ひいては、行政サービスの質の向上や公務組織全体の更なる活性化につながる。また、このことは、職場としての公務組織の魅力を向上させ、多様で有為な人材を確保することにも資するものである。

そのため、各任命権者においては、時間外勤務の縮減、多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の推進など、職員一人一人のWell-beingの実現につながる勤務環境の整備を進めていくことが必要である。

(1) 時間外勤務の縮減等

ア 時間外勤務の縮減については、職員の健康保持の観点からも優先的に

取り組んできた重要な課題であり、これまでも、管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、行政デジタル化などによる業務効率化の取組も進められているところである。

令和6年度の時間外勤務は、前年度と比較して、全任命権者で減少した。しかしながら、所属の中で特定の職員のみが一定期間恒常的に長時間勤務を行うなど、負担が偏っている状況が見られた。このため、各任命権者において、業務の割振りの見直しや時間外勤務の必要性の確認など、業務平準化の取組が進められているところである。

人事委員会規則では、大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員について、任命権者が上限時間を超えて時間外勤務を命じることができることとしている。その適用は慎重かつ厳格に行われなければならない、適用を回避・解消するための十分な取組を行い、上限時間を超える時間外勤務を必要最小限にしなければならないが、その適切な運用が徹底されていない状況が見受けられた。特例業務への従事については、各任命権者において厳格に運用した上で、上限を超える時間外勤務が行われる状況においては、職員の心身の健康への影響が懸念されることから、医師による面接指導等の徹底や勤務間インターバル制度による休息時間の確保など、職員の健康に最大限配慮し、過重労働による健康障害の防止に努めなければならない。

時間外勤務を縮減していくためには、徹底した業務の精選・合理化に加え、デジタル技術の活用などによる業務の効率化や柔軟な業務配分の見直し等を行い、それでもなお、恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合は、業務量に応じた人員の確保や柔軟な人員の配置を行うなどの取組を推進するとともに、管理監督者が個々の職員の勤務状況を適切に把握し、特定の職員への業務負担の集中緩和を図るなど、上限規制の趣旨を踏まえたマネジメントを着実に行っていく必要がある。

本人事委員会としては、上記の考えを踏まえて、今後も、各任命権者において、時間外勤務の上限規制が適切に運用されるよう、各任命権者

に対し必要な指導及び助言を行っていく。

イ また、本人事委員会は、教員の長時間労働が課題となっていることを踏まえ、教育委員会に対し引き続き学校における働き方改革を進めることを求めているところである。

教育委員会では、「学校における働き方改革取組方針」に基づき、教員の負担を軽減するため、同取組方針に定める目標達成に向けて様々な取組を進めており、前年度と比較して一定の改善はみられるものの、令和6年度も依然として多くの教員が長時間労働を行っている状況にある。

こうした中で、教員の業務量の適切な管理及び健康確保のための措置に関する計画の策定及び実施状況の公表を令和8年度から教育委員会に義務付ける法改正がされるなど、学校現場における働き方改革の更なる加速化が求められていることも踏まえ、本県においても、引き続き教員の業務量の管理を適切に行った上で、教員の負担をより軽減し、長時間労働を解消していくための取組を一層推進していく必要がある。

併せて、小中学校も含めた教育職場全体で教員の働き方改革が着実に推進され、教員の長時間労働が是正されるよう、今回の法改正の趣旨も踏まえ、市町教育委員会と一層の連携を図り、小中学校及び市町教育委員会の取組に対し、教育職場の実情を踏まえた必要な支援・助言を行っていく必要がある。

ウ さらに、「仕事以外の暮らしの充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、民間労働法制を踏まえた年5日の確実な取得、週休日や夏季休暇等と連続した取得など、計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を行っているところである。今後も、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

(2) 多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の推進

ア 育児や介護に責任を有する職員が仕事と暮らしを両立しながら勤務できる環境を整備することは重要であり、各任命権者とも、特定事業主行

動計画に基づき、様々な取組を進めてきたところである。

各任命権者においては、現在の特定事業主行動計画の計画期間の満了が近づいており、これまでに行った取組の成果と課題を検証し、検証結果を踏まえて、次期計画をより実効性のあるものとするよう検討することが必要である。

男性職員の育児休業については、これまでの各任命権者の取得促進の取組により、知事部局では対象職員のほぼ全員が取得しているなど、男性職員の育児休業の取得は定着しつつある状況にある。一方、育児休業の取得期間が短期間である職員も多く見られることから、対象となる職員が安心して希望する期間の育児休業が取得できるような環境を作っていく必要がある。

また、本県においては、育児や介護との両立支援のための様々な休暇・休業制度が整備されているが、それぞれの職員に適した制度がより幅広く利用されるよう、職員に対する制度の周知や、制度を利用しやすいような職場環境の整備など、両立支援の取組を更に推進していく必要がある。

イ 国においては、職員の自律的なキャリア形成や、個々の職員の事情を尊重した働き方を促進する取組として、自営兼業制度の見直しや、フレックスタイム制の拡充、無給休暇による勤務時間の短縮の検討など、柔軟な働き方を実装するための制度改革を推進している。

本県においても、テレワークや早出遅出勤務など、柔軟な働き方を推進する取組が進められているが、こうした国の動向を踏まえ、各任命権者においては、適正な公務運営を確保した上で、現場の実情に配慮しつつ、他の地方公共団体の動向も注視しながら、フレックスタイム制など、職員の働き方の選択肢を拡大する制度の導入について検討する必要がある。

(3) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にと

ってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要であり、各任命権者においては、職員の健康を増進し、働きやすい環境づくりに向けた取組が求められている。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや相談体制の強化、ストレスチェックの集団分析結果の活用など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者・休職者の数や割合は増加傾向にある。とりわけ近年では、20歳代の若年層職員の精神疾患による長期病休者及び休職者の増加が顕著であり、若年層職員へのメンタルヘルス対策は喫緊の課題である。こうした状況を踏まえ、各任命権者においては、新規採用職員等を対象としたメンタルヘルスセミナーの実施や、保健師等による個別面談や巡回相談の実施といった取組が進められているところである。また、職場の健康管理を担う管理職員が、マネジメント面で抱える課題に対応できるよう、研修の実施や相談体制の強化など管理職員への支援を充実させる取組も進められている。各任命権者においては、今後、現在の取組の効果を検証しながら、更なる実効的な対策を講じていく必要がある。

精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、引き続き予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策のほか、長期病休・休職からの職場復帰に向けた支援体制の充実も重要である。

また、本県においては、地理的特性・交通事情から、長距離・長時間通勤を行っている職員が一定数いるが、職員の健康管理や効率的な公務運営を確保する観点から、引き続き長距離・長時間通勤による職員の負担軽減に向けた取組を進める必要がある。

(4) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を及ぼす要因となり得るものである。

各任命権者においては、これまで相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んできたが、令和2年のパワー・ハラスメント防止対策の法制化を踏まえ、要綱の整備に併せて「懲戒処分の指針」の改正を行って以降、職員による相談件数が高水準で推移しているところである。

さらに、近年、パワー・ハラスメントやジェンダーに関するハラスメントに加えて、社会全体で、顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマー・ハラスメントへの対応についても関心が高まっている。

全体の奉仕者である公務員は、関係者や住民に対して丁寧に対応することが求められるが、業務の範囲を明らかに超える過度の要求等があった場合には、職員に大きな負担がかかることになる。

本年6月に、事業主にカスタマー・ハラスメントの防止対策を義務付けることとする法改正がされたことに伴い、本県においても、職員を雇用する事業主としての立場から、職員が安心して業務に取り組めるよう、組織的な対策を検討していく必要がある。

こうした状況も踏まえ、研修等により職員に対する周知・啓発を図るとともに、管理職員によるマネジメントを強化し、職員相互間のコミュニケーションをより密にするなど、ハラスメントのない職場環境づくりに今後より一層努め、ハラスメントの予防・解決に向けて組織的に取り組んでいく必要がある。

3 不祥事根絶に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として、公務遂行に伴う不適正な事務処理による不祥事案が発生しているほか、教職員によるわいせつ・セクハラ行為による懲戒処分事案も後を絶たず、深刻な状況にある。

このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、コンプライアンス推進体制を強化するなど、職員の規範意識のさらなる確立に向けた取組を行っているところであるが、引き続き、事案ごとに原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事根絶に向けた取組を続けていくことが重要である。

また、不祥事を発生させないための取組はもとより、公益通報制度を適切に運用するなど、組織の自浄作用を高め、不祥事を許さない組織風土を構築していく必要がある。

職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえ月例給及び特別給を引き上げること等を求めるものである。

近年、行政課題が複雑化・多様化する中で、より効率的で質の高い行政サービスを提供するためには、職員がそれぞれの適性や能力を存分に発揮し、県行政の推進のために意欲を持って働くことができる組織であることが重要であり、各任命権者におかれては、県行政を担う多様で有為な人材を確保・育成するとともに、魅力ある職場環境づくり等に取り組まれることを要望する。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、高い使命感と責任感を持ち、より一層職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 令和7年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表1から別表6までのとおり改定すること。

イ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿直勤務又は日直勤務は4,700円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿直勤務又は日直勤務は7,700円とし、常直勤務に係る支給月額を23,500円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

(2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号。以下「市町立学校職員条例」という。）の改正

現行給料表を別表7のとおり改定すること。

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号。以下「任期付研究員条例」という。）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5625月分とすること。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表9のとおり改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7875月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

2 給与制度をめぐる諸課題の内容

(1) 通勤手当

ア 自動車の使用者に対する通勤手当の額を、別表10に掲げる使用距離の区分に応じ、それぞれ同表に定める額とすること。

イ 自転車等の使用者に対する通勤手当の額を、別表11に掲げる使用距離の区分に応じ、それぞれ同表に定める額とすること。

ウ 自動車又は自転車等の駐車場の利用に係る1か月当たりの通勤手当の支給額の限度を5,000円とし、支給額を1か月当たりの駐車料金の額の2

分の1に相当する額とする取扱いを廃止すること。

(2) 特地勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、2については、令和8年4月1日から実施すること。

(2) 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

2の(2)の改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講じること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。

別表 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	197,700	278,200	314,100	368,700	457,100	484,400	534,400
	2	198,800	279,200	315,600	370,400	461,100	488,400	538,400
	3	200,000	280,200	317,000	372,000	467,100	494,400	544,400
	4	201,100	281,200	318,400	373,600	475,100	502,400	552,400
	5	202,200	282,200	319,400	375,200			
	6	203,900	283,200	320,400	377,000			
	7	205,500	284,100	321,400	378,500			
	8	207,100	285,100	322,600	380,100			
	9	208,700	286,100	323,800	381,400			
	10	210,300	287,100	325,400	383,000			
	11	211,900	288,100	327,000	384,600			
	12	213,500	289,100	328,600	386,100			
	13	215,000	290,100	329,800	388,000			
	14	216,700	291,400	331,400	389,900			
	15	218,400	292,700	333,000	391,800			
	16	220,100	293,900	334,600	393,600			
	17	221,300	295,100	336,000	395,100			
	18	222,900	296,400	337,700	396,900			
	19	224,500	297,600	339,300	398,600			
	20	226,000	298,800	340,800	400,200			
	21	227,500	299,800	342,200	401,900			
	22	229,100	301,000	343,900	403,300			
	23	230,700	302,200	345,200	404,700			
	24	232,300	303,500	346,800	406,100			
	25	233,900	304,800	348,000	407,500			
	26	235,600	305,800	349,900	408,700			
	27	236,900	306,800	351,500	409,900			
	28	238,200	307,800	353,100	410,900			
	29	239,500	308,900	354,400	412,000			
	30	240,600	310,100	356,000	413,200			
	31	241,700	311,200	357,600	414,300			
	32	242,800	312,400	359,200	415,400			
	33	243,900	313,500	360,800	416,100			
	34	245,200	314,800	362,500	416,800			
	35	246,600	316,100	364,300	417,400			
	36	248,000	317,400	366,100	418,100			
	37	249,400	318,600	367,600	418,700			
	38	250,800	319,900	369,000	419,300			
	39	252,200	321,200	370,400	419,800			
	40	253,600	322,500	371,800	420,200			
	41	255,000	323,800	373,300	420,600			
	42	256,200	325,000	374,700	420,800			
	43	257,500	326,300	376,000	421,100			
	44	258,800	327,400	377,500	421,400			
	45	260,000	328,300	378,700	421,700			
	46	261,200	329,600	379,700	422,000			
	47	262,400	330,900	380,800	422,300			
	48	263,600	332,200	381,900	422,600			

49	264,700	333,300	382,800	422,800
50	265,800	334,600	383,800	423,100
51	266,900	335,800	384,800	423,300
52	268,000	337,000	385,700	423,600
53	268,900	338,300	386,700	423,800
54	269,900	339,300	387,600	424,100
55	270,900	340,400	388,500	424,400
56	271,900	341,500	389,400	424,700
57	272,900	342,200	390,200	424,900
58	273,800	343,100	390,900	425,200
59	274,600	343,800	391,700	425,500
60	275,500	344,600	392,500	425,700
61	276,300	345,400	393,100	425,900
62	277,100	345,800	393,800	426,200
63	277,900	346,300	394,500	426,500
64	278,600	347,000	395,200	426,700
65	279,300	347,800	395,700	426,900
66	280,100	348,500	396,400	427,200
67	280,900	349,200	397,000	427,500
68	281,500	349,800	397,600	427,700
69	282,200	350,300	398,000	427,900
70	283,000	350,900	398,600	428,200
71	283,700	351,400	399,200	428,500
72	284,400	352,000	399,800	428,700
73	285,100	352,300	400,200	428,900
74	285,800	352,800	400,700	
75	286,500	353,100	401,200	
76	287,200	353,500	401,800	
77	287,900	353,900	402,100	
78	288,500	354,400	402,500	
79	289,200	354,900	402,800	
80	289,800	355,400	403,200	
81	290,500	355,700	403,500	
82	291,100	356,100	403,800	
83	291,800	356,500	404,100	
84	292,500	356,900	404,400	
85	293,000	357,200	404,600	
86	293,600	357,600	404,900	
87	294,200	358,000	405,200	
88	294,900	358,400	405,400	
89	295,500	358,600	405,600	
90	296,100	359,000	405,800	
91	296,700	359,400	406,000	
92	297,400	359,800	406,200	
93	298,000	360,000	406,400	
94		360,300	406,600	
95		360,700	406,800	
96		361,000	407,000	
97		361,300	407,200	
98		361,700		
99		362,100		
100		362,500		
101		363,000		
102		363,400		
103		363,800		
104		364,200		

	105		364,700					
	106		365,100					
	107		365,400					
	108		365,700					
	109		366,100					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		229,700	271,400	304,700	333,800	376,700	411,100	464,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

別表 2

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	227,500	248,500	271,500	310,100	346,000	367,600	398,600	435,000	481,700
	2	229,900	250,700	273,400	311,100	347,500	369,300	400,300	436,600	487,700
	3	232,300	252,900	275,500	312,000	348,900	371,000	401,900	438,100	492,600
	4	234,700	255,100	277,600	312,900	350,400	372,600	403,600	439,600	496,800
	5	237,100	257,300	279,600	313,500	351,900	374,200	405,100	441,100	500,800
	6	239,400	259,300	280,900	314,200	353,300	375,900	406,700	442,700	504,200
	7	241,800	261,300	282,200	314,800	354,600	377,500	408,300	444,100	507,100
	8	244,000	263,100	283,500	315,500	355,900	379,000	409,900	445,500	509,600
	9	246,200	264,900	284,800	316,100	357,200	380,500	411,400	446,600	511,800
	10	248,300	266,600	286,100	316,800	358,800	382,100	413,000	448,000	
	11	250,400	268,300	287,300	317,500	360,400	383,700	414,600	449,500	
	12	252,400	269,700	288,500	318,100	362,000	385,300	416,200	451,000	
	13	254,300	271,100	289,700	318,800	363,400	386,900	417,700	452,300	
	14	256,300	272,900	290,700	319,500	365,000	388,500	419,700	454,000	
	15	258,300	274,200	291,700	320,100	366,500	390,100	421,700	455,600	
	16	259,900	275,600	293,100	320,900	368,000	391,700	423,700	457,200	
	17	261,500	277,000	294,200	321,600	369,500	393,300	425,200	458,600	
	18	263,000	278,200	295,300	322,400	371,100	394,900	426,900	460,300	
	19	264,500	279,400	296,400	323,400	372,600	396,500	428,500	462,000	
	20	266,000	280,500	297,500	324,200	374,100	398,100	430,200	463,600	
	21	267,500	281,800	298,700	325,100	375,600	399,600	431,800	465,000	
	22	269,000	282,900	299,300	326,300	377,200	401,200	433,300	465,700	
	23	270,500	284,100	299,800	327,600	378,800	402,900	434,800	466,400	
	24	272,000	285,200	300,400	328,900	380,400	404,600	436,200	467,100	
	25	273,500	286,500	300,800	330,100	381,800	406,300	437,400	467,500	
	26	274,700	287,800	301,400	331,600	383,500	408,300	438,900	468,000	
	27	275,900	289,000	301,900	332,900	385,200	410,100	440,400	468,600	
	28	277,100	290,200	302,400	333,900	386,800	412,000	441,800	469,200	
	29	278,300	291,100	302,800	334,800	388,400	413,700	443,300	469,800	
	30	279,400	292,100	303,400	336,000	390,000	415,100	444,600	470,500	
	31	280,500	293,200	303,900	337,100	391,600	416,300	445,800	471,000	
	32	281,600	294,200	304,400	338,200	393,200	417,600	447,000	471,500	
	33	282,900	295,400	304,900	339,300	394,900	418,600	448,000	472,000	
	34	284,200	296,000	305,500	340,500	396,900	419,700	448,700	472,300	
	35	285,400	296,600	305,900	341,700	398,900	420,700	449,400	472,600	
	36	286,700	297,200	306,300	342,700	400,900	421,700	450,100	473,000	
	37	287,600	297,600	306,800	343,800	402,600	422,800	450,600	473,300	
	38	288,600	298,200	307,400	345,000	404,300	423,900	451,000	473,500	
	39	289,700	298,800	308,000	346,200	405,800	425,000	451,400	473,800	
	40	290,800	299,300	308,500	347,400	407,300	426,100	451,700	474,000	
	41	292,000	299,700	309,100	348,500	408,500	427,300	452,000	474,300	
	42	292,600	300,300	309,800	349,600	409,500	428,100	452,300	474,500	
	43	293,200	300,900	310,500	350,800	410,500	428,900	452,600	474,700	
	44	293,700	301,400	311,100	352,000	411,500	429,500	452,900	474,900	
	45	294,100	301,800	311,700	353,100	412,500	430,000	453,100	475,300	
	46	294,600	302,300	312,500	354,400	413,600	430,700	453,400		
	47	295,100	302,800	313,300	355,600	414,700	431,400	453,700		
	48	295,600	303,300	314,000	356,800	415,800	432,000	453,900		

49	296,000	303,800	314,800	358,000	417,100	432,700	454,200
50	296,500	304,300	315,800	359,300	417,900	433,100	454,500
51	297,000	304,900	316,800	360,600	418,700	433,700	454,800
52	297,500	305,400	317,800	361,900	419,300	434,300	455,100
53	298,000	306,000	318,800	362,800	419,800	434,700	455,300
54	298,600	306,600	319,900	364,100	420,500	435,100	455,600
55	299,000	307,300	320,900	365,300	421,100	435,600	455,800
56	299,400	307,900	321,900	366,500	421,800	436,100	456,100
57	299,900	308,500	322,900	367,600	422,100	436,600	456,300
58	300,400	309,300	324,000	368,900	422,800	437,100	456,600
59	300,900	310,100	325,100	370,300	423,500	437,500	456,900
60	301,300	310,800	326,200	371,700	424,000	437,900	457,100
61	301,800	311,600	327,000	373,000	424,400	438,300	457,300
62	302,200	312,400	328,100	374,500	424,800	438,600	457,600
63	302,700	313,200	329,200	376,000	425,300	438,900	457,900
64	303,100	314,100	330,300	377,400	425,800	439,200	458,200
65	303,600	314,900	331,200	378,600	426,300	439,400	458,400
66	304,100	315,700	332,300	380,000	426,700	439,700	458,700
67	304,500	316,500	333,400	381,300	427,200	440,000	459,000
68	304,900	317,300	334,500	382,700	427,700	440,200	459,300
69	305,400	318,200	335,500	383,800	428,200	440,400	459,500
70	305,800	319,000	336,600	385,000	428,700	440,700	459,800
71	306,200	319,900	337,800	386,200	429,300	441,000	460,100
72	306,700	320,800	339,000	387,400	429,800	441,200	460,400
73	307,200	321,400	339,700	388,700	430,200	441,400	460,600
74	307,700	322,300	341,000	389,900	430,800	441,700	
75	308,300	323,200	342,300	391,100	431,200	442,000	
76	308,700	324,000	343,600	392,200	431,400	442,200	
77	309,200	324,600	344,800	393,300	431,700	442,400	
78	309,700	325,500	346,200	394,500	432,200	442,700	
79	310,300	326,400	347,600	395,600	432,500	443,000	
80	310,900	327,400	349,000	396,800	432,800	443,200	
81	311,400	328,300	350,300	397,900	433,100	443,400	
82	311,900	329,300	351,900	398,500	433,500	443,700	
83	312,600	330,200	353,400	399,000	433,900	444,000	
84	313,200	331,200	354,900	399,500	434,300	444,200	
85	313,800	332,100	356,300	400,100	434,600	444,400	
86	314,400	333,100	357,800	400,700			
87	315,100	334,100	359,300	401,300			
88	315,800	335,100	360,700	401,900			
89	316,500	336,000	362,000	402,200			
90	317,200	337,300	363,200	402,700			
91	317,900	338,500	364,400	403,200			
92	318,600	339,700	365,700	403,700			
93	319,100	340,900	367,000	404,100			
94	320,000	342,200	368,500	404,500			
95	320,900	343,400	370,000	405,000			
96	321,700	344,600	371,400	405,500			
97	322,400	345,800	372,700	405,900			
98	323,300	347,100	373,900	406,400			
99	324,200	348,300	375,000	406,900			
100	325,100	349,500	376,200	407,300			
101	326,000	350,900	377,300	407,600			
102	327,000	351,800	378,400	408,000			
103	328,000	352,800	379,500	408,400			
104	328,900	353,900	380,600	408,700			

	105	329,700	355,000	381,800	409,000					
	106	330,300	356,100	382,300	409,500					
	107	330,900	357,100	382,900	410,000					
	108	331,500	358,100	383,500	410,500					
	109	332,000	359,300	384,100	410,800					
	110	332,500	360,300	384,600	411,300					
	111	332,900	361,300	385,000	411,800					
	112	333,400	362,200	385,500	412,300					
	113	334,200	363,100	385,900	412,600					
	114	334,800	364,000	386,300	413,100					
	115	335,500	364,900	386,800	413,600					
	116	336,100	365,900	387,300	414,100					
	117	336,700	366,900	387,700	414,500					
	118	337,400	367,300	388,200	415,000					
	119	338,100	367,900	388,800	415,400					
	120	338,800	368,500	389,300	415,900					
	121	339,400	368,800	389,500	416,300					
	122	339,700	369,200	390,000						
	123	340,200	369,600	390,500						
	124	340,700	370,000	390,900						
	125	341,000	370,400	391,400						
	126		370,800	391,900						
	127		371,200	392,400						
	128		371,600	392,900						
	129		372,000	393,200						
	130		372,400	393,700						
	131		372,800	394,200						
	132		373,200	394,700						
	133		373,400	395,000						
	134		373,900	395,500						
	135		374,200	395,900						
	136		374,500	396,300						
	137		374,800	396,600						
	138		375,200	397,000						
	139		375,700	397,500						
	140		376,200	398,000						
	141		376,500	398,300						
	142		377,000							
	143		377,500							
	144		378,000							
	145		378,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		257,300	269,400	273,900	306,500	323,800	338,400	362,600	398,900	431,800

備考 この表は、警察官に適用する。

別表 3

教育職給料表

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	214,800	261,700	334,400	391,300	466,600
	2	217,200	263,100	336,200	392,800	468,400
	3	219,500	264,500	338,000	394,200	470,200
	4	221,800	265,900	339,700	395,600	472,000
	5	224,100	267,300	341,300	397,000	473,700
	6	226,300	268,500	343,200	398,400	475,400
	7	228,500	269,700	345,100	399,900	477,300
	8	230,700	270,900	346,900	401,300	479,100
	9	232,900	272,200	348,700	402,600	480,800
	10	235,100	273,300	350,700	404,000	482,400
	11	237,300	274,400	352,500	405,500	484,000
	12	239,500	275,600	354,200	407,000	485,500
	13	241,700	276,900	355,900	408,300	487,000
	14	243,800	278,600	357,600	409,800	488,300
	15	245,900	280,300	359,100	411,300	489,700
	16	248,000	282,000	360,700	412,800	491,000
	17	250,100	283,700	362,300	414,200	492,200
	18	251,900	285,700	363,600	415,800	492,800
	19	253,600	287,900	364,800	417,400	493,400
	20	255,300	290,100	365,900	418,900	494,100
	21	257,000	292,300	367,200	420,100	494,700
	22	258,300	294,500	368,800	421,500	
	23	259,600	296,700	370,400	422,900	
	24	260,800	298,800	371,900	424,200	
	25	262,000	300,800	373,300	425,800	
	26	263,200	302,700	374,900	427,200	
	27	264,400	304,600	376,400	428,500	
	28	265,600	306,400	377,900	429,900	
	29	266,700	308,200	379,400	431,300	
	30	267,700	310,100	381,000	432,600	
	31	268,800	311,900	382,600	434,100	
	32	269,800	313,600	384,100	435,600	
	33	270,900	315,300	385,600	437,200	
	34	272,000	317,100	387,200	438,600	
	35	273,200	318,800	388,700	440,200	
	36	274,500	320,400	390,200	441,700	
	37	275,700	322,000	391,700	443,400	
	38	276,800	323,700	393,200	444,900	
	39	278,000	325,500	394,700	446,500	
	40	279,100	327,200	396,100	448,100	
	41	280,400	328,500	397,400	449,600	
	42	281,400	330,400	398,900	451,100	
	43	282,400	332,200	400,300	452,300	
	44	283,300	333,900	401,700	453,500	
	45	283,900	335,500	403,200	454,700	
	46	284,700	337,400	404,800	456,000	
	47	285,500	339,100	406,400	457,200	
	48	286,300	340,800	407,800	458,400	
	49	287,000	342,500	409,000	459,500	
	50	287,800	344,200	410,400	460,700	
	51	288,500	345,900	411,800	461,900	
	52	289,300	347,600	413,100	463,100	

53	290, 100	349, 300	414, 300	464, 300
54	290, 900	350, 600	415, 500	465, 500
55	291, 600	351, 900	416, 800	466, 700
56	292, 400	353, 200	418, 100	467, 900
57	293, 100	354, 700	419, 400	469, 000
58	293, 700	356, 300	420, 700	469, 600
59	294, 500	357, 800	422, 100	470, 100
60	295, 300	359, 400	423, 300	470, 600
61	296, 000	360, 800	424, 500	471, 100
62	296, 600	362, 400	425, 900	
63	297, 400	364, 000	427, 300	
64	298, 000	365, 400	428, 600	
65	299, 000	366, 900	429, 800	
66	299, 800	368, 500	431, 000	
67	300, 500	370, 100	432, 300	
68	301, 200	371, 600	433, 700	
69	301, 800	373, 100	435, 000	
70	302, 500	374, 700	436, 200	
71	303, 200	376, 200	437, 200	
72	303, 900	377, 700	438, 400	
73	304, 600	379, 200	439, 600	
74	305, 300	380, 800	440, 700	
75	306, 000	382, 400	441, 900	
76	306, 500	383, 900	442, 900	
77	307, 100	385, 300	444, 000	
78	307, 700	386, 700	445, 000	
79	308, 400	388, 100	446, 000	
80	309, 000	389, 400	447, 000	
81	309, 500	390, 700	447, 900	
82	310, 100	392, 100	448, 700	
83	310, 800	393, 400	449, 500	
84	311, 500	394, 700	450, 300	
85	312, 100	395, 800	451, 000	
86	312, 900	397, 200	451, 400	
87	313, 600	398, 500	451, 800	
88	314, 200	399, 800	452, 200	
89	314, 900	401, 000	452, 600	
90	315, 700	402, 300	452, 900	
91	316, 500	403, 400	453, 200	
92	317, 300	404, 600	453, 400	
93	317, 800	405, 800	453, 700	
94	318, 600	406, 900	454, 000	
95	319, 400	408, 100	454, 300	
96	320, 200	409, 300	454, 500	
97	320, 800	410, 700	454, 700	
98	321, 500	411, 700	455, 000	
99	322, 300	412, 700	455, 300	
100	323, 000	413, 700	455, 500	
101	323, 800	414, 600	455, 700	
102	324, 600	415, 600	456, 000	
103	325, 500	416, 700	456, 300	
104	326, 300	417, 800	456, 500	
105	326, 900	418, 500	456, 700	
106	327, 700	419, 400		
107	328, 500	420, 300		
108	329, 300	421, 200		
109	330, 000	422, 000		
110	330, 400	422, 800		
111	330, 700	423, 600		
112	331, 200	424, 400		

	113	331,700	425,000			
	114	332,100	425,700			
	115	332,500	426,400			
	116	332,900	427,100			
	117	333,400	427,700			
	118	333,900	428,200			
	119	334,300	428,500			
	120	334,800	428,800			
	121	335,300	429,100			
	122	335,700	429,400			
	123	336,100	429,700			
	124	336,600	429,900			
	125	337,100	430,100			
	126	337,400	430,400			
	127	337,700	430,700			
	128	338,000	430,900			
	129	338,200	431,100			
	130	338,500	431,400			
	131	338,800	431,700			
	132	339,000	431,900			
	133	339,200	432,100			
	134	339,400	432,400			
	135	339,600	432,700			
	136	339,900	432,900			
	137	340,200	433,100			
	138	340,400	433,400			
	139	340,700	433,700			
	140	341,000	433,900			
	141	341,200	434,100			
	142	341,400	434,400			
	143	341,700	434,700			
	144	341,900	434,900			
	145	342,200	435,100			
	146	342,400				
	147	342,700				
	148	343,000				
	149	343,200				
	150	343,400				
	151	343,700				
	152	344,000				
	153	344,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		249,100	290,800	321,000	350,100	437,900

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	214,800	235,900	334,400	363,800	450,000
	2	217,200	238,300	336,200	365,300	451,300
	3	219,500	240,700	338,000	366,800	452,500
	4	221,800	243,200	339,700	368,200	453,800
	5	224,100	245,600	341,300	369,600	454,900
	6	226,300	248,000	343,200	370,900	456,000
	7	228,500	250,400	345,100	372,200	457,200
	8	230,700	252,900	346,900	373,600	458,400
	9	232,900	255,300	348,700	375,000	459,700
	10	235,100	256,900	350,700	376,300	460,900
	11	237,300	258,500	352,500	377,600	462,000
	12	239,500	260,100	354,200	378,800	463,100
	13	241,700	261,700	355,900	380,000	464,300
	14	243,800	263,100	357,600	381,300	465,100
	15	245,900	264,500	359,100	382,500	465,900
	16	248,000	265,900	360,700	383,700	466,800
	17	250,100	267,300	362,300	384,700	467,700
	18	251,900	268,500	363,600	385,900	468,100
	19	253,600	269,700	364,800	387,100	468,600
	20	255,300	270,900	365,900	388,200	469,100
	21	257,000	272,200	367,200	389,200	469,600
	22	258,300	273,300	368,600	390,400	
	23	259,600	274,400	370,000	391,600	
	24	260,800	275,600	371,300	392,700	
	25	262,000	276,900	372,500	393,700	
	26	263,100	278,600	373,900	394,900	
	27	264,200	280,300	375,200	396,000	
	28	265,300	282,000	376,500	397,100	
	29	266,500	283,700	377,700	398,200	
	30	267,600	285,700	379,100	399,400	
	31	268,700	287,900	380,400	400,600	
	32	269,700	290,100	381,700	401,700	
	33	270,800	292,300	383,000	402,700	
	34	271,800	294,500	384,200	403,800	
	35	272,800	296,700	385,300	405,000	
	36	273,900	298,800	386,500	406,200	
	37	275,100	300,800	387,700	407,400	
	38	276,000	302,700	388,900	408,700	
	39	277,000	304,600	390,100	409,800	
	40	278,100	306,400	391,200	411,000	
	41	279,300	308,200	392,300	412,100	
	42	280,400	310,100	393,500	413,400	
	43	281,500	311,900	394,700	414,400	
	44	282,600	313,600	395,800	415,500	
	45	283,500	315,300	396,900	416,700	
	46	284,300	317,100	398,200	417,900	
	47	285,100	318,800	399,400	419,100	
	48	285,900	320,400	400,500	420,300	
	49	286,500	322,000	401,400	421,400	
	50	287,300	323,700	402,600	422,400	
	51	288,000	325,500	403,600	423,700	
	52	288,700	327,200	404,700	424,900	

53	289,500	328,500	405,500	426,100
54	290,300	330,400	406,600	427,200
55	290,900	332,200	407,600	428,300
56	291,600	333,900	408,600	429,400
57	292,300	335,500	409,700	430,400
58	293,100	337,400	410,700	431,600
59	293,900	339,100	411,800	432,800
60	294,500	340,800	412,900	434,000
61	295,100	342,500	413,900	434,600
62	295,800	344,200	415,000	435,400
63	296,500	345,900	416,100	436,100
64	297,000	347,600	417,100	436,600
65	297,700	349,300	418,000	436,900
66	298,400	350,600	418,900	437,200
67	299,000	351,900	419,900	437,600
68	299,600	353,200	420,900	438,000
69	300,300	354,700	421,700	438,300
70	301,000	356,200	422,500	438,700
71	301,600	357,700	423,200	439,000
72	302,300	359,200	424,000	439,300
73	302,800	360,500	424,700	439,600
74	303,400	362,000	425,300	439,900
75	304,100	363,500	426,000	440,200
76	304,600	364,900	426,700	440,500
77	305,200	366,300	427,300	440,700
78	305,800	367,800	428,000	441,000
79	306,400	369,300	428,500	441,300
80	307,000	370,800	429,100	441,500
81	307,500	372,100	429,500	441,700
82	308,000	373,400	429,900	
83	308,600	374,700	430,200	
84	309,200	375,900	430,400	
85	309,600	377,100	430,600	
86	310,000	378,300	430,900	
87	310,500	379,400	431,200	
88	311,000	380,500	431,400	
89	311,400	381,500	431,600	
90	311,900	382,600	431,900	
91	312,300	383,700	432,200	
92	312,800	384,800	432,400	
93	313,100	385,900	432,600	
94	313,600	387,000	432,900	
95	314,100	388,000	433,200	
96	314,500	389,100	433,400	
97	314,800	390,100	433,600	
98	315,200	391,100	433,900	
99	315,600	392,000	434,200	
100	316,000	392,900	434,400	
101	316,400	393,700	434,600	
102	316,700	394,700	434,900	
103	317,000	395,500	435,200	
104	317,300	396,400	435,400	
105	317,500	397,200	435,600	
106	317,800	398,100		
107	318,100	399,000		
108	318,300	399,900		
109	318,500	400,700		
110	318,700	401,700		
111	319,000	402,600		
112	319,300	403,500		

	113	319,500	404,100			
	114	319,700	405,000			
	115	319,900	405,900			
	116	320,200	406,800			
	117	320,500	407,600			
	118	320,700	408,300			
	119	321,000	409,100			
	120	321,300	409,900			
	121	321,500	410,500			
	122	321,700	411,200			
	123	321,900	411,900			
	124	322,200	412,500			
	125	322,500	413,100			
	126		413,800			
	127		414,300			
	128		414,900			
	129		415,500			
	130		416,100			
	131		416,600			
	132		417,100			
	133		417,400			
	134		417,700			
	135		417,900			
	136		418,200			
	137		418,500			
	138		418,800			
	139		419,100			
	140		419,400			
	141		419,700			
	142		420,000			
	143		420,300			
	144		420,600			
	145		420,800			
	146		421,100			
	147		421,400			
	148		421,600			
	149		421,800			
	150		422,100			
	151		422,400			
	152		422,600			
	153		422,800			
	154		423,100			
	155		423,400			
	156		423,600			
	157		423,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		240,300	287,700	316,200	343,500	427,500

- 備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 4

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	198,100	248,700	340,800	390,400	462,000
	2	199,200	253,000	342,800	391,800	472,200
	3	200,400	255,800	344,800	393,200	481,900
	4	201,500	258,500	346,700	394,600	491,800
	5	202,600	261,100	348,500	396,000	501,700
	6	204,800	262,800	350,500	397,400	511,700
	7	206,900	264,300	352,400	398,700	520,400
	8	209,000	265,800	354,300	400,100	528,300
	9	211,200	267,300	356,000	401,500	536,100
	10	213,100	269,300	357,600	403,000	543,200
	11	215,100	271,200	359,100	404,400	548,500
	12	217,100	273,100	360,700	405,800	553,000
	13	219,100	275,100	362,300	407,100	556,000
	14	221,000	277,300	363,300	408,600	558,000
	15	222,900	279,500	364,300	410,100	
	16	224,700	281,700	365,200	411,600	
	17	226,400	283,800	366,300	413,100	
	18	228,200	286,100	367,500	414,700	
	19	230,000	288,400	368,700	416,300	
	20	231,800	290,800	369,900	418,000	
	21	233,600	293,100	371,100	419,200	
	22	235,400	295,200	372,200	420,600	
	23	237,100	297,300	373,200	422,000	
	24	238,800	299,300	374,200	423,300	
	25	240,500	301,300	375,300	424,600	
	26	242,600	303,200	376,300	425,900	
	27	244,500	305,100	377,200	427,400	
	28	246,400	307,000	378,200	428,900	
	29	248,300	308,900	379,100	430,100	
	30	249,400	310,400	379,900	431,300	
	31	250,500	311,900	380,700	432,900	
	32	251,600	313,400	381,500	434,400	
	33	253,000	314,900	382,200	435,700	
	34	254,300	316,400	382,900	437,100	
	35	255,700	317,900	383,700	438,500	
	36	257,100	319,300	384,500	439,900	
	37	258,500	320,700	385,200	441,300	
	38	260,000	321,600	385,900	442,700	
	39	261,500	322,500	386,700	444,100	
	40	263,100	323,300	387,500	445,500	
	41	264,500	324,000	388,300	446,600	
	42	265,800	324,500	389,500	447,900	
	43	267,200	325,000	390,700	449,300	
	44	268,600	325,400	391,900	450,600	
	45	270,100	325,800	392,600	451,400	
	46	271,400	326,300	393,600	452,200	
	47	272,600	326,800	394,400	453,100	
	48	273,800	327,200	395,100	454,000	
	49	275,000	327,600	395,800	454,800	
	50	276,100	328,000	396,500	455,600	
	51	277,200	328,300	397,100	456,200	
	52	278,300	328,800	397,700	457,000	

53	279,300	329,200	398,300	457,400
54	280,400	329,600	399,000	458,000
55	281,400	330,000	399,800	458,500
56	282,400	330,300	400,600	459,000
57	283,400	330,700	401,200	459,500
58	284,100	331,000	402,000	
59	284,600	331,400	402,700	
60	285,200	331,700	403,400	
61	285,800	332,100	404,000	
62	286,400	332,600	404,700	
63	287,000	333,200	405,300	
64	287,500	333,700	406,000	
65	288,100	334,100	406,700	
66	288,600	334,700	407,300	
67	289,200	335,200	407,900	
68	289,700	335,800	408,600	
69	290,300	336,300	409,300	
70	291,000	336,800	409,800	
71	291,600	337,300	410,400	
72	292,200	337,900	411,000	
73	292,800	338,400	411,500	
74	293,400	339,100	412,100	
75	294,000	339,800	412,700	
76	294,700	340,500	413,200	
77	295,300	341,100	413,700	
78	296,000	341,700	414,200	
79	296,700	342,400	414,700	
80	297,200	343,100	415,400	
81	297,800	343,800	415,800	
82	298,400	344,500		
83	299,100	345,100		
84	299,700	345,700		
85	300,200	346,200		
86	300,800	346,700		
87	301,500	347,100		
88	302,100	347,500		
89	302,600	347,800		
90	303,200	348,300		
91	303,900	348,600		
92	304,500	349,000		
93	305,100	349,300		
94	305,700	349,600		
95	306,300	350,000		
96	306,900	350,400		
97	307,200	350,900		
98	307,700	351,400		
99	308,300	351,900		
100	308,800	352,400		
101	309,200	352,900		
102	309,600	353,400		
103	309,900	353,800		
104	310,300	354,300		
105	310,700	354,700		
106	311,100	355,100		
107	311,500	355,600		
108	311,800	356,000		
109	312,000	356,500		
110	312,400	356,900		
111	312,700	357,300		
112	312,900	357,700		

	113	313,200	358,200			
	114	313,500	358,600			
	115	313,800	359,000			
	116	314,100	359,400			
	117	314,300	359,900			
	118	314,600	360,300			
	119	314,800	360,700			
	120	315,100	361,100			
	121	315,400	361,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 232,100	円 275,300	円 301,100	円 344,900	円 405,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 5

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	307,500	417,500	472,200	568,100
	2	309,800	420,200	474,200	574,200
	3	312,100	422,800	476,100	579,300
	4	314,300	425,200	478,000	584,000
	5	316,400	427,500	479,400	588,300
	6	319,900	429,700	481,100	592,600
	7	323,400	431,700	482,900	596,000
	8	326,800	433,800	484,700	598,900
	9	330,200	435,900	486,500	601,400
	10	333,700	437,400	488,200	603,700
	11	337,100	438,900	490,000	
	12	340,500	440,400	491,800	
	13	343,900	441,800	493,600	
	14	347,400	443,200	495,300	
	15	350,800	444,700	497,100	
	16	354,200	446,100	498,900	
	17	357,600	447,400	500,700	
	18	360,700	448,900	502,600	
	19	363,900	450,300	504,500	
	20	367,100	451,700	506,400	
	21	370,400	453,000	508,300	
	22	373,500	454,500	510,000	
	23	376,600	455,900	511,800	
	24	379,600	457,300	513,600	
	25	382,700	458,700	515,200	
	26	385,000	460,100	517,000	
	27	387,300	461,400	518,800	
	28	389,500	462,800	520,300	
	29	391,400	464,200	521,700	
	30	393,100	465,500	523,400	
	31	394,800	466,900	525,200	
	32	396,600	468,300	526,900	
	33	398,300	469,600	528,400	
	34	400,100	471,000	529,700	
	35	401,700	472,300	531,000	
	36	403,000	473,700	532,300	
	37	404,400	475,100	533,300	
	38	405,800	476,800	534,600	
	39	407,200	478,400	535,900	
	40	408,600	479,900	537,200	
	41	410,100	481,500	538,200	
	42	410,800	482,700	539,000	
	43	411,400	483,800	539,800	
	44	412,000	484,900	540,600	
	45	412,800	485,900	541,500	
	46	413,400	486,800	542,300	
	47	414,000	487,700	543,100	
	48	414,500	488,500	543,800	
	49	415,000	489,200	544,600	
	50	415,400	489,900	545,400	
	51	415,900	490,600	546,100	
	52	416,300	491,200	547,000	

	53	416,700	491,800	547,900	
	54	417,000	492,500	548,700	
	55	417,300	493,100	549,600	
	56	417,700	493,700	550,500	
	57	418,000	494,000	551,300	
	58	418,400	494,600	552,100	
	59	418,700	495,200	552,900	
	60	419,100	495,900	553,600	
	61	419,500	496,300	554,400	
	62	419,800	496,900	555,300	
	63	420,100	497,600	556,200	
	64	420,400	498,300	557,100	
	65	420,700	498,700	557,900	
	66		499,300	558,800	
	67		499,900	559,700	
	68		500,400	560,600	
	69		500,900	561,400	
	70		501,400	562,300	
	71		501,900	563,200	
	72		502,400	564,100	
	73		502,800	564,900	
	74		503,300		
	75		503,700		
	76		504,100		
	77		504,600		
	78		505,200		
	79		505,700		
	80		506,100		
	81		506,600		
	82		507,200		
	83		507,800		
	84		508,300		
	85		508,800		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 314,800	円 358,400	円 414,700	円 490,400

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	202,900	276,300	330,100	374,200	429,100
	2	205,000	277,100	331,500	375,900	431,000
	3	207,100	277,800	332,900	377,500	433,000
	4	209,200	278,600	334,300	379,100	434,800
	5	211,200	279,400	335,600	380,600	436,600
	6	213,200	280,200	337,200	382,200	438,200
	7	215,200	281,000	338,700	383,800	439,800
	8	217,000	281,700	340,200	385,400	441,300
	9	218,800	282,400	341,500	387,000	442,800
	10	220,700	283,200	343,100	389,000	444,100
	11	222,600	284,000	344,600	391,000	445,400
	12	224,700	284,800	346,000	393,000	446,700
	13	226,400	285,600	347,400	394,400	448,000
	14	228,400	286,400	349,000	396,100	449,200
	15	230,600	287,100	350,200	397,800	450,400
	16	232,700	287,900	351,700	399,500	451,500
	17	234,800	288,700	353,200	401,200	452,700
	18	235,900	289,500	354,800	402,700	453,800
	19	236,900	290,300	356,200	404,200	455,000
	20	238,000	291,100	357,700	405,700	456,200
	21	239,100	291,800	358,900	407,000	457,300
	22	240,900	292,700	360,400	408,300	458,100
	23	242,800	293,800	361,900	409,600	458,500
	24	244,900	294,900	363,400	410,700	459,200
	25	246,600	296,100	364,500	411,800	459,700
	26	247,700	297,400	366,000	412,900	460,100
	27	248,700	298,800	367,500	414,000	460,500
	28	249,600	300,100	368,900	415,100	460,900
	29	250,700	301,700	370,300	415,900	461,300
	30	251,800	303,400	371,900	416,700	461,700
	31	252,900	305,000	373,300	417,400	462,000
	32	254,200	306,600	374,800	418,200	462,300
	33	255,400	308,200	375,900	418,600	462,600
	34	256,700	309,400	376,900	419,200	462,900
	35	257,900	310,500	378,000	419,700	463,200
	36	259,000	311,700	379,000	420,100	463,500
	37	260,000	312,900	379,900	420,500	463,800
	38	261,000	314,100	380,600	420,700	
	39	262,100	315,300	381,400	421,000	
	40	263,100	316,400	382,400	421,300	
	41	264,200	317,600	383,300	421,600	
	42	265,100	318,800	384,200	421,900	
	43	265,900	319,900	385,100	422,200	
	44	266,700	321,100	386,000	422,500	
	45	267,500	322,300	386,700	422,700	
	46	268,300	323,500	387,400	423,000	
	47	269,100	324,700	388,200	423,300	
	48	269,900	325,900	389,000	423,600	

49	270,600	327,000	389,400	423,800
50	271,400	328,100	390,000	424,000
51	272,200	329,300	390,700	424,300
52	273,000	330,500	391,400	424,600
53	273,800	331,700	391,700	424,800
54	274,600	332,900	392,300	
55	275,200	334,200	392,900	
56	276,000	335,400	393,300	
57	276,900	336,300	393,600	
58	277,700	337,500	393,900	
59	278,500	338,700	394,400	
60	279,200	339,900	394,900	
61	279,900	340,800	395,200	
62	280,700	341,800	395,600	
63	281,500	342,800	396,000	
64	282,200	343,700	396,400	
65	282,900	344,600	396,900	
66	283,700	345,500	397,300	
67	284,500	346,500	397,800	
68	285,200	347,400	398,300	
69	285,900	347,900	398,700	
70	286,600	348,800	399,100	
71	287,200	349,500	399,500	
72	287,900	350,400	399,900	
73	288,600	351,100	400,200	
74	289,200	351,400	400,700	
75	289,900	351,800	401,000	
76	290,500	352,400	401,400	
77	291,200	353,000	401,800	
78	291,900	353,700	402,300	
79	292,600	354,400	402,700	
80	293,200	355,000	403,100	
81	293,700	355,700	403,400	
82	294,300	356,200	403,900	
83	295,000	356,800	404,200	
84	295,600	357,400	404,600	
85	296,100	357,700	404,900	
86	296,700	358,200	405,400	
87	297,400	358,600	405,700	
88	298,000	359,100	406,100	
89	298,600	359,600	406,400	
90	299,200	360,100		
91	299,800	360,600		
92	300,400	361,000		
93	301,000	361,300		
94	301,500	361,600		
95	301,900	361,800		
96	302,300	362,100		
97	302,600	362,600		
98	302,900	362,900		
99	303,100	363,200		
100	303,400	363,500		
101	303,700	363,900		
102	303,900	364,200		
103	304,200	364,500		
104	304,500	364,800		

	105	304,700	365,200			
	106	304,900	365,500			
	107	305,100	365,700			
	108	305,300	366,000			
	109	305,700	366,300			
	110	305,900	366,700			
	111	306,100	367,100			
	112	306,300	367,500			
	113	306,700	368,000			
	114	306,900	368,400			
	115	307,100	368,800			
	116	307,400	369,200			
	117	307,700	369,700			
	118	307,900				
	119	308,100				
	120	308,400				
	121	308,700				
	122	308,900				
	123	309,100				
	124	309,400				
	125	309,700				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		229,800	273,200	296,900	341,900	385,300

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	223,600	295,800	334,600	375,300	430,400
	2	225,500	296,300	335,600	377,000	432,600
	3	227,300	296,800	336,600	378,700	434,800
	4	229,000	297,300	337,500	380,400	436,900
	5	230,700	297,700	338,400	382,200	438,800
	6	232,600	298,200	339,600	384,200	440,700
	7	234,400	298,700	340,800	386,200	442,500
	8	236,100	299,100	342,000	388,200	444,400
	9	237,900	299,500	342,800	389,900	446,100
	10	239,800	300,000	344,000	392,000	447,700
	11	241,700	300,500	345,100	394,100	449,500
	12	243,700	301,000	346,100	396,100	451,100
	13	245,900	301,300	347,100	398,000	452,400
	14	248,200	302,000	348,200	399,600	453,700
	15	250,500	302,600	349,000	401,400	455,300
	16	252,800	303,200	350,100	403,200	456,900
	17	256,500	303,500	351,200	404,900	458,600
	18	258,700	304,200	352,300	406,600	460,200
	19	260,900	304,700	353,200	408,600	461,700
	20	263,100	305,300	354,300	410,300	463,100
	21	265,300	306,000	355,300	412,000	464,200
	22	266,300	306,300	356,500	413,700	465,500
	23	267,100	307,000	357,600	415,500	466,800
	24	268,000	307,700	358,700	417,300	468,300
	25	268,800	308,300	359,400	418,900	469,300
	26	269,900	308,900	360,700	420,600	469,900
	27	271,000	309,600	362,000	422,400	470,600
	28	271,900	310,200	363,300	424,200	471,200
	29	272,700	310,900	364,500	425,700	472,100
	30	273,400	311,700	366,000	427,200	472,800
	31	274,100	312,400	367,500	428,700	473,600
	32	274,900	313,300	369,000	430,000	474,400
	33	276,000	314,400	370,200	431,200	475,100
	34	276,900	315,600	371,700	432,300	475,800
	35	277,800	316,600	373,100	433,500	476,500
	36	278,700	317,500	374,500	434,700	477,300
	37	279,700	318,400	375,900	436,000	478,100
	38	280,700	319,500	376,900	437,100	478,900
	39	281,600	320,700	378,300	438,300	479,600
	40	282,600	322,100	379,600	439,500	480,300
	41	283,400	323,200	381,000	440,700	481,100
	42	284,300	324,300	382,400	441,700	
	43	285,200	325,600	383,700	442,800	
	44	286,100	327,200	385,100	443,900	
	45	287,100	327,800	386,500	444,900	
	46	287,800	328,900	387,600	445,400	
	47	288,500	330,000	388,600	445,900	
	48	289,200	331,000	389,700	446,300	
	49	289,800	332,100	390,700	446,900	
	50	290,400	333,100	391,400	447,400	
	51	290,900	334,200	392,300	447,800	
	52	291,300	335,300	393,100	448,300	

53	291, 700	336, 400	393, 600	448, 800
54	292, 300	337, 500	394, 300	449, 200
55	292, 800	338, 600	395, 000	449, 500
56	293, 200	339, 700	395, 600	449, 800
57	293, 600	340, 500	396, 200	450, 200
58	294, 100	341, 600	396, 700	
59	294, 500	342, 700	397, 300	
60	295, 000	343, 700	397, 800	
61	295, 500	344, 600	398, 300	
62	295, 900	345, 500	398, 800	
63	296, 400	346, 500	399, 400	
64	296, 800	347, 500	399, 900	
65	297, 300	348, 700	400, 500	
66	297, 700	350, 000	400, 900	
67	298, 200	351, 200	401, 400	
68	298, 700	352, 400	401, 800	
69	299, 100	353, 300	402, 100	
70	299, 500	354, 500	402, 600	
71	300, 000	355, 600	402, 900	
72	300, 400	356, 900	403, 100	
73	300, 900	357, 900	403, 300	
74	301, 600	358, 800	403, 700	
75	302, 300	359, 900	403, 900	
76	303, 000	361, 100	404, 100	
77	303, 700	362, 200	404, 300	
78	304, 600	363, 400	404, 700	
79	305, 500	364, 600	405, 100	
80	306, 200	365, 600	405, 400	
81	306, 900	366, 600	405, 500	
82	307, 800	367, 600	405, 800	
83	308, 600	368, 700	406, 200	
84	309, 400	369, 800	406, 600	
85	310, 100	370, 600	406, 900	
86	311, 000	371, 700	407, 300	
87	311, 900	372, 800	407, 700	
88	312, 700	373, 800	408, 100	
89	313, 600	374, 500	408, 400	
90	314, 400	375, 300		
91	315, 300	376, 100		
92	316, 200	376, 800		
93	317, 000	377, 400		
94	317, 900	377, 900		
95	318, 900	378, 400		
96	319, 800	378, 900		
97	320, 300	379, 500		
98	321, 100	380, 000		
99	322, 000	380, 500		
100	322, 800	381, 000		
101	323, 600	381, 400		
102	324, 500	381, 800		
103	325, 500	382, 400		
104	326, 500	382, 900		
105	327, 400	383, 200		
106	328, 400	383, 700		
107	329, 400	384, 000		
108	330, 400	384, 300		
109	331, 200	384, 900		
110	331, 900	385, 400		
111	332, 600	385, 900		
112	333, 200	386, 400		

	113	333,700	387,000			
	114	334,000	387,500			
	115	334,500	388,000			
	116	335,100	388,400			
	117	335,500	389,000			
	118	336,000	389,500			
	119	336,600	390,000			
	120	337,100	390,500			
	121	337,500	391,100			
	122	338,000	391,500			
	123	338,500	392,000			
	124	339,000	392,500			
	125	339,400	393,100			
	126	339,700				
	127	340,000				
	128	340,300				
	129	340,600				
	130	341,000				
	131	341,300				
	132	341,600				
	133	341,800				
	134	342,100				
	135	342,400				
	136	342,600				
	137	342,800				
	138	343,100				
	139	343,400				
	140	343,700				
	141	343,900				
	142	344,200				
	143	344,500				
	144	344,700				
	145	344,900				
	146	345,100				
	147	345,400				
	148	345,600				
	149	345,900				
	150	346,300				
	151	346,700				
	152	347,100				
	153	347,400				
	154	347,800				
	155	348,200				
	156	348,600				
	157	348,900				
	158	349,300				
	159	349,600				
	160	350,000				
	161	350,300				
	162	350,700				
	163	351,100				
	164	351,500				
	165	351,800				
	166	352,200				
	167	352,600				
	168	353,000				
	169	353,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 271,600	円 290,000	円 304,100	円 345,500	円 390,900

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 6

情報職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	197,700	278,200	314,100	479,300	529,600	607,200	696,100
	2	198,800	279,200	315,600	491,300	539,600	619,200	718,100
	3	200,000	280,200	317,000	501,300	547,600	629,200	
	4	201,100	281,200	318,400	509,300	553,600		
	5	202,200	282,200	319,400	515,300	557,600		
	6	203,900	283,200	320,400	519,300			
	7	205,500	284,100	321,400				
	8	207,100	285,100	322,600				
	9	208,700	286,100	323,800				
	10	210,300	287,100	325,400				
	11	211,900	288,100	327,000				
	12	213,500	289,100	328,600				
	13	215,000	290,100	329,800				
	14	216,700	291,400	331,400				
	15	218,400	292,700	333,000				
	16	220,100	293,900	334,600				
	17	221,300	295,100	336,000				
	18	222,900	296,400	337,700				
	19	224,500	297,600	339,300				
	20	226,000	298,800	340,800				
	21	227,500	299,800	342,200				
	22	229,100	301,000	343,900				
	23	230,700	302,200	345,200				
	24	232,300	303,500	346,800				
	25	233,900	304,800	348,000				
	26	235,600	305,800	349,900				
	27	236,900	306,800	351,500				
	28	238,200	307,800	353,100				
	29	239,500	308,900	354,400				
	30	240,600	310,100	356,000				
	31	241,700	311,200	357,600				
	32	242,800	312,400	359,200				
	33	243,900	313,500	360,800				
	34	245,200	314,800	362,500				
	35	246,600	316,100	364,300				
	36	248,000	317,400	366,100				
	37	249,400	318,600	367,600				
	38	250,800	319,900	369,000				
	39	252,200	321,200	370,400				
	40	253,600	322,500	371,800				
	41	255,000	323,800	373,300				
	42	256,200	325,000	374,700				
	43	257,500	326,300	376,000				
	44	258,800	327,400	377,500				
	45	260,000	328,300	378,700				
	46	261,200	329,600	379,700				
	47	262,400	330,900	380,800				
	48	263,600	332,200	381,900				

49	264,700	333,300	382,800				
50	265,800	334,600	383,800				
51	266,900	335,800	384,800				
52	268,000	337,000	385,700				
53	268,900	338,300	386,700				
54	269,900	339,300	387,600				
55	270,900	340,400	388,500				
56	271,900	341,500	389,400				
57	272,900	342,200	390,200				
58	273,800	343,100	390,900				
59	274,600	343,800	391,700				
60	275,500	344,600	392,500				
61	276,300	345,400	393,100				
62	277,100	345,800	393,800				
63	277,900	346,300	394,500				
64	278,600	347,000	395,200				
65	279,300	347,800	395,700				
66	280,100	348,500	396,400				
67	280,900	349,200	397,000				
68	281,500	349,800	397,600				
69	282,200	350,300	398,000				
70	283,000	350,900	398,600				
71	283,700	351,400	399,200				
72	284,400	352,000	399,800				
73	285,100	352,300	400,200				
74	285,800	352,800	400,700				
75	286,500	353,100	401,200				
76	287,200	353,500	401,800				
77	287,900	353,900	402,100				
78	288,500	354,400	402,500				
79	289,200	354,900	402,800				
80	289,800	355,400	403,200				
81	290,500	355,700	403,500				
82	291,100	356,100	403,800				
83	291,800	356,500	404,100				
84	292,500	356,900	404,400				
85	293,000	357,200	404,600				
86	293,600	357,600	404,900				
87	294,200	358,000	405,200				
88	294,900	358,400	405,400				
89	295,500	358,600	405,600				
90	296,100	359,000	405,800				
91	296,700	359,400	406,000				
92	297,400	359,800	406,200				
93	298,000	360,000	406,400				
94		360,300	406,600				
95		360,700	406,800				
96		361,000	407,000				
97		361,300	407,200				
98		361,700					
99		362,100					
100		362,500					
101		363,000					
102		363,400					
103		363,800					
104		364,200					

	105		364,700					
	106		365,100					
	107		365,400					
	108		365,700					
	109		366,100					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		229,700	271,400	304,700	433,900	489,700	534,400	603,600

備考 この表は、情報分野における専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 7

教育職給料表(イ)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	214,800	235,900	334,400	363,800	450,000
	2	217,200	238,300	336,200	365,300	451,300
	3	219,500	240,700	338,000	366,800	452,500
	4	221,800	243,200	339,700	368,200	453,800
	5	224,100	245,600	341,300	369,600	454,900
	6	226,300	248,000	343,200	370,900	456,000
	7	228,500	250,400	345,100	372,200	457,200
	8	230,700	252,900	346,900	373,600	458,400
	9	232,900	255,300	348,700	375,000	459,700
	10	235,100	256,900	350,700	376,300	460,900
	11	237,300	258,500	352,500	377,600	462,000
	12	239,500	260,100	354,200	378,800	463,100
	13	241,700	261,700	355,900	380,000	464,300
	14	243,800	263,100	357,600	381,300	465,100
	15	245,900	264,500	359,100	382,500	465,900
	16	248,000	265,900	360,700	383,700	466,800
	17	250,100	267,300	362,300	384,700	467,700
	18	251,900	268,500	363,600	385,900	468,100
	19	253,600	269,700	364,800	387,100	468,600
	20	255,300	270,900	365,900	388,200	469,100
	21	257,000	272,200	367,200	389,200	469,600
	22	258,300	273,300	368,600	390,400	
	23	259,600	274,400	370,000	391,600	
	24	260,800	275,600	371,300	392,700	
	25	262,000	276,900	372,500	393,700	
	26	263,100	278,600	373,900	394,900	
	27	264,200	280,300	375,200	396,000	
	28	265,300	282,000	376,500	397,100	
	29	266,500	283,700	377,700	398,200	
	30	267,600	285,700	379,100	399,400	
	31	268,700	287,900	380,400	400,600	
	32	269,700	290,100	381,700	401,700	
	33	270,800	292,300	383,000	402,700	
	34	271,800	294,500	384,200	403,800	
	35	272,800	296,700	385,300	405,000	
	36	273,900	298,800	386,500	406,200	
	37	275,100	300,800	387,700	407,400	
	38	276,000	302,700	388,900	408,700	
	39	277,000	304,600	390,100	409,800	
	40	278,100	306,400	391,200	411,000	
	41	279,300	308,200	392,300	412,100	
	42	280,400	310,100	393,500	413,400	
	43	281,500	311,900	394,700	414,400	
	44	282,600	313,600	395,800	415,500	
	45	283,500	315,300	396,900	416,700	
	46	284,300	317,100	398,200	417,900	
	47	285,100	318,800	399,400	419,100	
	48	285,900	320,400	400,500	420,300	
	49	286,500	322,000	401,400	421,400	
	50	287,300	323,700	402,600	422,400	
	51	288,000	325,500	403,600	423,700	
	52	288,700	327,200	404,700	424,900	

53	289,500	328,500	405,500	426,100
54	290,300	330,400	406,600	427,200
55	290,900	332,200	407,600	428,300
56	291,600	333,900	408,600	429,400
57	292,300	335,500	409,700	430,400
58	293,100	337,400	410,700	431,600
59	293,900	339,100	411,800	432,800
60	294,500	340,800	412,900	434,000
61	295,100	342,500	413,900	434,600
62	295,800	344,200	415,000	435,400
63	296,500	345,900	416,100	436,100
64	297,000	347,600	417,100	436,600
65	297,700	349,300	418,000	436,900
66	298,400	350,600	418,900	437,200
67	299,000	351,900	419,900	437,600
68	299,600	353,200	420,900	438,000
69	300,300	354,700	421,700	438,300
70	301,000	356,200	422,500	438,700
71	301,600	357,700	423,200	439,000
72	302,300	359,200	424,000	439,300
73	302,800	360,500	424,700	439,600
74	303,400	362,000	425,300	439,900
75	304,100	363,500	426,000	440,200
76	304,600	364,900	426,700	440,500
77	305,200	366,300	427,300	440,700
78	305,800	367,800	428,000	441,000
79	306,400	369,300	428,500	441,300
80	307,000	370,800	429,100	441,500
81	307,500	372,100	429,500	441,700
82	308,000	373,400	429,900	
83	308,600	374,700	430,200	
84	309,200	375,900	430,400	
85	309,600	377,100	430,600	
86	310,000	378,300	430,900	
87	310,500	379,400	431,200	
88	311,000	380,500	431,400	
89	311,400	381,500	431,600	
90	311,900	382,600	431,900	
91	312,300	383,700	432,200	
92	312,800	384,800	432,400	
93	313,100	385,900	432,600	
94	313,600	387,000	432,900	
95	314,100	388,000	433,200	
96	314,500	389,100	433,400	
97	314,800	390,100	433,600	
98	315,200	391,100	433,900	
99	315,600	392,000	434,200	
100	316,000	392,900	434,400	
101	316,400	393,700	434,600	
102	316,700	394,700	434,900	
103	317,000	395,500	435,200	
104	317,300	396,400	435,400	
105	317,500	397,200	435,600	
106	317,800	398,100		
107	318,100	399,000		
108	318,300	399,900		
109	318,500	400,700		
110	318,700	401,700		
111	319,000	402,600		
112	319,300	403,500		

	113	319,500	404,100			
	114	319,700	405,000			
	115	319,900	405,900			
	116	320,200	406,800			
	117	320,500	407,600			
	118	320,700	408,300			
	119	321,000	409,100			
	120	321,300	409,900			
	121	321,500	410,500			
	122	321,700	411,200			
	123	321,900	411,900			
	124	322,200	412,500			
	125	322,500	413,100			
	126		413,800			
	127		414,300			
	128		414,900			
	129		415,500			
	130		416,100			
	131		416,600			
	132		417,100			
	133		417,400			
	134		417,700			
	135		417,900			
	136		418,200			
	137		418,500			
	138		418,800			
	139		419,100			
	140		419,400			
	141		419,700			
	142		420,000			
	143		420,300			
	144		420,600			
	145		420,800			
	146		421,100			
	147		421,400			
	148		421,600			
	149		421,800			
	150		422,100			
	151		422,400			
	152		422,600			
	153		422,800			
	154		423,100			
	155		423,400			
	156		423,600			
	157		423,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		240,300	287,700	316,200	343,500	427,500

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 8

第 1 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第 2 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

別表 9

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

別表10 自動車を使用する場合における使用距離区分別手当額

距 離 区 分	通 勤 手 当 の 額
片道4キロメートル以上6キロメートル未満	3,400円
片道6キロメートル以上10キロメートル未満	5,100円
片道10キロメートル以上14キロメートル未満	7,300円
片道14キロメートル以上18キロメートル未満	9,400円
片道18キロメートル以上22キロメートル未満	11,600円
片道22キロメートル以上26キロメートル未満	13,800円
片道26キロメートル以上30キロメートル未満	16,000円
片道30キロメートル以上34キロメートル未満	18,200円
片道34キロメートル以上38キロメートル未満	20,500円
片道38キロメートル以上42キロメートル未満	22,800円
片道42キロメートル以上46キロメートル未満	25,100円
片道46キロメートル以上50キロメートル未満	27,400円
片道50キロメートル以上54キロメートル未満	29,700円
片道54キロメートル以上58キロメートル未満	32,000円
片道58キロメートル以上62キロメートル未満	34,300円
片道62キロメートル以上66キロメートル未満	36,500円
片道66キロメートル以上70キロメートル未満	38,800円
片道70キロメートル以上74キロメートル未満	41,100円
片道74キロメートル以上78キロメートル未満	43,400円
片道78キロメートル以上82キロメートル未満	45,700円
片道82キロメートル以上86キロメートル未満	48,000円
片道86キロメートル以上90キロメートル未満	50,300円
片道90キロメートル以上94キロメートル未満	52,500円
片道94キロメートル以上98キロメートル未満	54,800円
片道98キロメートル以上102キロメートル未満	57,100円
片道102キロメートル以上106キロメートル未満	59,400円
片道106キロメートル以上110キロメートル未満	61,700円
片道110キロメートル以上114キロメートル未満	64,000円
片道114キロメートル以上118キロメートル未満	66,300円
片道118キロメートル以上122キロメートル未満	68,600円
片道122キロメートル以上	70,800円

別表11 自転車等を使用する場合における使用距離区分別手当額

距 離 区 分	通 勤 手 当 の 額
片道18キロメートル以上22キロメートル未満	5,100円
片道22キロメートル以上26キロメートル未満	6,100円
片道26キロメートル以上30キロメートル未満	7,100円
片道30キロメートル以上34キロメートル未満	8,100円
片道34キロメートル以上38キロメートル未満	9,100円
片道38キロメートル以上42キロメートル未満	10,200円
片道42キロメートル以上	11,200円

説 明 資 料

説 明 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和7年人事統計調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	2
その1 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	2
その2 給料表別、級別平均年齢	2
その3 給料表別、年齢別人員分布	3
その4 給料表別、級別、年齢別人員分布	4
1 行政職給料表	4
2 公安職給料表	5
3 教育職給料表(二)(ロ)	6
4 教育職給料表(三)(イ)	7
5 研究職給料表	8
6 医療職給料表(一)	9
7 医療職給料表(二)	10
8 医療職給料表(三)	11
9 情報職給料表	12
その5 給料表別、級別平均経験年数	13
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	13
第3表 職員の給与額	14
その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額	14
その2 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額	15
第4表 職員の扶養手当の支給状況	16
第5表 職員の地域手当の支給状況	17
第6表 職員の住居手当の支給状況	18
第7表 職員の管理職手当の支給状況	19
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	19
第9表 職員の通勤手当の支給状況	20
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	21
その1 行政職給料表	21
その2 公安職給料表	23
その3 教育職給料表(二)(ロ)	25
その4 教育職給料表(三)(イ)	27
その5 研究職給料表	29
その6 医療職給料表(一)	31
その7 医療職給料表(二)	33
その8 医療職給料表(三)	35
その9 情報職給料表	37
第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布	39
第12表 暫定再任用職員の給料表別、級別、年齢別人員分布	39

その1	フルタイム勤務職員	39
その2	短時間勤務職員	39
2	民間給与等関係資料	
	令和7年職種別民間給与実態調査の概要	40
第13表	企業規模別調査事業所数	41
その1	産業別、企業規模別調査事業所数	41
その2	地域別、企業規模別調査事業所数	41
第14表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	42
第15表	民間における初任給の改定状況	43
第16表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	44
その1	給与比較の対象職種	44
1	企業規模計（100人以上）	44
2	企業規模500人以上	46
3	企業規模100人以上500人未満	48
4	企業規模50人以上100人未満（参考）	50
その2	給与比較の対象外職種	52
第17表	職種に対応する級（行政職給料表）	53
第18表	民間における特別給の支給状況	54
第19表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	54
第20表	民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況	55
第21表	民間における通勤手当の支給状況	55
その1	自動車使用者に対する通勤手当の支給状況	55
その2	外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況	55
その3	外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の支給状況	56
その4	自動車等使用者に対する通勤手当の支給状況	56
第22表	民間における定年制の状況	57
第23表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	57
第24表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	57
第25表	広島市における費目別、世帯人員別標準生計費	58

1 職員給与関係資料

令和7年人事統計調査の概要

(1) 目的と時期

職員の給与を検討するため、令和7年4月1日現在における職員給与等の実態を調査したものである。

(2) 対象者

「職員の給与に関する条例」、「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の適用者等

(給料表別の主な職種等)

- ・行政職給料表 : 他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表 : 警察官
- ・教育職給料表(二)(ロ) : 高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員
- ・教育職給料表(三)(イ) : 中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員
- ・研究職給料表 : 試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員
- ・医療職給料表(一) : 病院等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(二) : 保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師等
- ・医療職給料表(三) : 保健所等に勤務する保健師等
- ・情報職給料表 : 情報分野における知識・技術等を要する業務に従事する職員

(3) 調査事項

ア 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当等

(4) 集計結果の概要

第1表から第12表のとおり

※第1表から第10表までは、定年延長者、暫定再任用職員、特定任期付職員等は含まれない。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入、職員1人当たりの平均値は小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

※情報職給料表は令和7年4月1日付けで施行されたため、各資料における令和6年度の項目には数値が記載されていない。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

その1 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区 分 給料表	適 用 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	平 均 経験年数 (年)
全 給 料 表	22,690	39.7	17.9
行 政 職 給 料 表	5,712	41.6	19.8
公 安 職 給 料 表	5,126	39.0	18.8
教 育 職 給 料 表 (二) (ロ)	3,612	40.8	18.3
教 育 職 給 料 表 (三) (イ)	7,679	38.2	15.8
研 究 職 給 料 表	256	43.1	20.4
医 療 職 給 料 表 (一)	51	39.5	15.3
医 療 職 給 料 表 (二)	129	42.7	18.0
医 療 職 給 料 表 (三)	85	38.6	15.7
情 報 職 給 料 表	40	40.6	16.5

その2 給料表別、級別平均年齢

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行 政 職 給 料 表	41.6	25.1	34.6		48.9	54.1	54.8	55.8	55.2		
公 安 職 給 料 表	39.0	22.0	27.0		33.1	42.3	47.3	52.7	51.2	54.6	56.6
教 育 職 給 料 表 (二) (ロ)	40.8	49.0	39.9	47.6	53.5	56.7					
教 育 職 給 料 表 (三) (イ)	38.2	—	36.2	50.0	51.7	56.2					
研 究 職 給 料 表	43.1	—	29.0		46.4	54.5	58.0				
医 療 職 給 料 表 (一)	39.5	27.9	34.5		44.1	56.3					
医 療 職 給 料 表 (二)	42.7	27.6	34.4		47.6	54.1	56.8				
医 療 職 給 料 表 (三)	38.6	25.3	34.3		49.3	55.7	—				
情 報 職 給 料 表	40.6	25.6	39.6		39.5	45.0	54.4	—	—		

その3 給料表別、年齢別人員分布

給料表 年齢	全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (一)(ロ)	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)	情報職 給料表
18	39	15	24							
19	60	19	41							
20	66	28	36		2					
21	73	33	38		2					
22	530	119	101	51	253	3			3	
23	647	157	123	74	288	3			2	
24	702	176	107	101	301	10			3	4
25	654	146	115	65	319	3	2	2	1	1
26	662	154	137	89	265	5	2	3	5	2
27	699	159	115	113	294	10	4	1	2	1
28	686	170	122	95	285	5	2	3	2	2
29	620	158	114	85	246	6	2	3	5	1
30	745	153	155	110	312	7	1	4	3	
31	580	124	115	106	216	8	3	4	4	
32	647	129	131	121	253	3	2	6	1	1
33	662	127	137	136	248	3	3	1	5	2
34	616	90	142	121	243	8	2	5	5	
35	606	119	114	111	248	7		3	3	1
36	641	107	189	124	204	5	3	7	1	1
37	620	133	149	117	207	7	2	3	2	
38	602	100	176	108	205	5		4	3	1
39	536	94	164	89	176	3	2	7	1	
40	527	73	177	81	177	8	2	3	3	3
41	541	90	199	92	149	5		3	2	1
42	518	99	191	76	140	7		4		1
43	480	86	201	59	124	1	2	5	1	1
44	463	106	179	62	111	3	1	1		
45	509	114	187	76	121	3	2	1	1	4
46	491	119	178	74	112	5		2	1	
47	493	136	178	57	106	9	1	2	1	3
48	488	143	139	81	111	8	1	4	1	
49	535	168	115	94	148	3		4	2	1
50	577	178	144	103	138	7		6		1
51	624	242	113	88	163	9	1	6	2	
52	612	240	110	87	156	12	2	3	1	1
53	598	214	89	95	182	9	2	5	2	
54	543	192	73	91	163	8	1	10	4	1
55	566	191	66	96	193	12		3	4	1
56	610	224	67	87	208	16		5	3	
57	632	234	62	115	208	8		3	2	
58	568	187	54	117	193	11		2	3	1
59以上	622	166	59	165	209	11	6	1	1	4
計	22,690	5,712	5,126	3,612	7,679	256	51	129	85	40

その４ 給料表別、級別、年齢別人員分布

１ 行政職給料表

年齢 \ 級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	計
18	15							15
19	19							19
20	28							28
21	33							33
22	119							119
23	157							157
24	176							176
25	146							146
26	154							154
27	159							159
28	170							170
29	68	89		1				158
30	27	126						153
31	6	118						124
32		129						129
33		127						127
34		90						90
35		116	3					119
36		107						107
37		123	9		1			133
38		81	19					100
39		19	75					94
40		6	67					73
41		12	77		1			90
42		12	87					99
43		12	73	1				86
44		6	92	7	1			106
45		2	100	8	1	2	1	114
46		5	103	8	2	1		119
47		6	114	13	3			136
48		3	111	21	8			143
49		7	130	29	2			168
50	1	3	122	41	10	1		178
51		5	174	48	13	1	1	242
52		2	154	59	21	4		240
53		2	114	66	25	5	2	214
54		3	92	68	24	4	1	192
55		5	83	67	25	9	2	191
56		2	97	85	31	9		224
57		5	77	107	34	8	3	233
58			59	68	38	18	4	187
59以上		1	50	70	34	10	1	164
計	1,278	1,224	2,082	767	274	72	15	5,712

2 公安職給料表

年 級 年 齡	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	24									24
19	41									41
20	36									36
21	38									38
22	101									101
23	122		1							123
24	34	72	1							107
25	5	104	6							115
26	7	124	6							137
27	3	97	15							115
28	4	98	20							122
29	4	79	30	1						114
30	2	50	97	5			1			155
31	1	9	98	7						115
32		3	122	6						131
33		5	118	14						137
34		2	120	20						142
35		1	73	40						114
36		1	91	96	1					189
37			54	94	1					149
38			47	129						176
39			17	138	8		1			164
40			3	163	11					177
41		1		165	30	3				199
42				137	50	3	1			191
43				129	64	4	4			201
44				109	58	5	7			179
45				88	79	7	13			187
46				85	79	6	8			178
47				79	79	4	16			178
48				42	66	9	22			139
49				36	56	5	18			115
50				32	68	17	27			144
51				28	43	20	19	3		113
52				28	28	28	19	5	2	110
53				21	21	19	21	6	1	89
54				15	14	26	12	4	2	73
55				19	9	17	16	1	4	66
56				15	12	21	11	2	6	67
57				12	15	17	13	2	3	62
58				7	10	17	13	4	3	54
59				2	13	18	14	3	9	59
計	422	646	919	1,762	815	246	256	30	30	5,126

3 教育職給料表(二)(ロ)

年 齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20						
21						
22		51				51
23		74				74
24		101				101
25		65				65
26		89				89
27		113				113
28		95				95
29		85				85
30		110				110
31		106				106
32		121				121
33		136				136
34		121				121
35		111				111
36		124				124
37		117				117
38		108				108
39		83	6			89
40		79	2			81
41		85	7			92
42		71	5			76
43		55	4			59
44		57	5			62
45		74	2			76
46		64	8	2		74
47		48	7	2		57
48		70	8	3		81
49	1	73	4	16		94
50		89	4	10		103
51		73	7	8		88
52		69	6	10	2	87
53		77	5	9	4	95
54		73	5	9	4	91
55		76	2	9	9	96
56		74	1	5	7	87
57		88	3	9	15	115
58		97		7	13	117
59		129	2	18	16	165
計	1	3,331	93	117	70	3,612

4 教育職給料表(三)(イ)

年 齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20		2				2
21		2				2
22		253				253
23		288				288
24		301				301
25		319				319
26		265				265
27		294				294
28		285				285
29		246				246
30		312				312
31		216				216
32		253				253
33		248				248
34		243				243
35		248				248
36		203	1			204
37		207				207
38		204		1		205
39		173		3		176
40		174		3		177
41		144		5		149
42		136		4		140
43		115		9		124
44		102	1	8		111
45		108	1	12		121
46		101	4	7		112
47		85	2	19		106
48		88	7	16		111
49		96	4	46	2	148
50		83	6	44	5	138
51		107	6	43	7	163
52		112	1	38	5	156
53		108	7	41	26	182
54		94	2	36	31	163
55		114	1	39	39	193
56		111	1	32	64	208
57		122		19	67	208
58		112	1	24	56	193
59		123	1	22	63	209
計	0	6,797	46	471	365	7,679

5 研究職給料表

年 齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
22		3				3
23		3				3
24		10				10
25		3				3
26		5				5
27		10				10
28		5				5
29		6				6
30		7				7
31		8				8
32		3				3
33		3				3
34		7	1			8
35		3	4			7
36		1	4			5
37		1	6			7
38		1	4			5
39			3			3
40			8			8
41			5			5
42			7			7
43			1			1
44			3			3
45			3			3
46			5			5
47		1	8			9
48			5	3		8
49			2	1		3
50			4	3		7
51			4	5		9
52			8	4		12
53			2	7		9
54			6	2		8
55			5	7		12
56			6	9	1	16
57			2	5	1	8
58			2	8	1	11
59			3	5	3	11
計	0	80	111	59	6	256

6 医療職給料表(一)

年 齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
24					
25	2				2
26	2				2
27	4				4
28	2				2
29	2				2
30		1			1
31	1	2			3
32		2			2
33		3			3
34		2			2
35					
36	1	2			3
37		2			2
38					
39			2		2
40		1	1		2
41					
42					
43		1	1		2
44				1	1
45			2		2
46					
47			1		1
48			1		1
49					
50					
51			1		1
52				2	2
53				2	2
54				1	1
55					
56					
57					
58					
59				1	1
60				1	1
61				1	1
62				2	2
63				1	1
64					
計	14	16	9	12	51

7 医療職給料表(二)

年 齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
20						
21						
22						
23						
24						
25	2					2
26	3					3
27	1					1
28	3					3
29	1	2				3
30	2	2				4
31	1	3				4
32		6				6
33		1				1
34		5				5
35		3				3
36		7				7
37		3				3
38		4				4
39		1	6			7
40			3			3
41		1	2			3
42			4			4
43			5			5
44			1			1
45			1			1
46			2			2
47			2			2
48			4			4
49			4			4
50			5	1		6
51			6			6
52			3			3
53			3	2		5
54			2	8		10
55			2		1	3
56			3	2		5
57			1		2	3
58				1	1	2
59			1			1
計	13	38	60	14	4	129

8 医療職給料表(三)

年 齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
20						
21						
22	3					3
23	2					2
24	3					3
25	1					1
26	5					5
27	2					2
28	2					2
29		5				5
30		3				3
31	1	3				4
32		1				1
33		5				5
34		5				5
35		3				3
36		1				1
37		2				2
38		3				3
39			1			1
40		1	2			3
41		1	1			2
42						
43			1			1
44						
45			1			1
46		1				1
47			1			1
48		1				1
49			2			2
50						
51			2			2
52			1			1
53			1	1		2
54			1	3		4
55			2	2		4
56			1	2		3
57				2		2
58			2	1		3
59				1		1
計	19	35	19	12	0	85

9 情報職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
20								
21								
22								
23								
24	4							4
25	1							1
26	2							2
27	1							1
28	2							2
29		1						1
30								
31								
32				1				1
33		1		1				2
34								
35		1						1
36			1					1
37								
38		1						1
39								
40		1		2				3
41				1				1
42				1				1
43			1					1
44								
45				3	1			4
46								
47		1		1	1			3
48								
49				1				1
50				1				1
51								
52					1			1
53								
54					1			1
55		1						1
56								
57								
58					1			1
59以上				2	2			4
計	10	7	2	14	7	0	0	40

その5 給料表別、級別平均経験年数

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表	19.8	3.6	12.1		27.3	32.5	32.8	33.8	32.0		
公安職給料表	18.8	3.6	8.5		14.1	21.3	26.0	31.7	30.2	33.2	35.5
教育職給料表(二)(ロ)	18.3	29.0	17.3	24.8	31.1	34.4					
教育職給料表(三)(イ)	15.8	—	13.8	27.3	29.0	33.8					
研究職給料表	20.4	—	6.4		23.7	31.8	35.5				
医療職給料表(一)	15.3	4.0	9.5		20.6	32.2					
医療職給料表(二)	18.0	3.7	9.2		22.9	30.1	32.3				
医療職給料表(三)	15.7	2.8	11.1		26.0	33.3	—				
情報職給料表	16.5	3.4	13.6		17.0	20.7	29.6	—	—		

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	83.6	4.6	11.8	0.0	57.4	42.6
行政職給料表	74.1	7.8	18.1	—	59.9	40.1
公安職給料表	63.9	4.4	31.7	0.0	88.3	11.7
教育職給料表(二)(ロ)	96.4	3.1	0.4	—	49.9	50.1
教育職給料表(三)(イ)	96.6	3.4	—	—	38.5	61.5
研究職給料表	99.6	—	0.4	—	75.0	25.0
医療職給料表(一)	100.0	—	—	—	70.6	29.4
医療職給料表(二)	96.9	3.1	—	—	32.6	67.4
医療職給料表(三)	98.8	1.2	—	—	3.5	96.5
情報職給料表	97.5	—	2.5	—	90.0	10.0

第3表 職員の給与額

その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額

給料表 項目		全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	情報職
			給料表	給料表	給料表 (二)(四)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)	給料表
給料月額(円)		351,376	340,351	352,692	367,421	349,829	373,215	451,459	349,007	332,959	384,822
給料調整額(円)		7,519	477	23	17,170	13,580	3,461	306	4,384	0	0
扶養手当(円)		9,021	7,321	14,882	8,431	6,709	9,961	8,892	7,802	3,635	7,738
地域手当(円)		17,937	20,389	19,990	18,296	14,220	19,023	75,509	14,466	15,289	22,364
小計(円) (基準内給与)		385,854	368,537	387,588	411,317	384,337	405,660	536,166	375,659	351,883	414,923
住居手当(円)		6,919	7,180	3,809	8,414	8,011	8,609	4,931	6,775	7,026	15,325
管理職手当(円)		4,613	7,103	1,596	3,380	5,501	1,875	11,275	3,217	0	0
その他の手当(円)		3,779	273	1,539	5,515	5,211	703	288,617	6,977	0	14,250
合計(円) (給与月額)		401,165	383,093	394,532	428,628	403,061	416,847	840,988	392,628	358,908	444,498
対前年比	給料額(%)	102.6	102.2	103.1	101.6	103.1	102.1	102.6	102.4	103.8	—
	基準内給与(%)	103.2	102.8	103.7	102.3	103.6	102.6	102.4	102.9	104.5	—
	給与月額(%)	103.1	102.8	103.7	102.1	103.4	102.6	101.8	103.2	104.5	—

(注) 1 給料月額には、平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

2 その他の手当とは、初任給調整手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当をいう。

その2 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額

学歴 区分 経験年数	大学卒		高校卒	
	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	人	円	人	円
1年未満	118	228,930	18	200,475
1年以上 2年未満	119	233,691	18	204,015
2年以上 3年未満	164	239,430	29	210,894
3年以上 4年未満	137	245,839	27	216,983
4年以上 5年未満	145	251,262	15	224,818
5年以上 6年未満	144	256,866	38	230,989
6年以上 7年未満	155	261,261	23	237,975
7年以上 8年未満	133	272,149	22	241,680
8年以上 9年未満	116	277,222	35	249,711
9年以上 10年未満	124	281,693	20	254,391
10年以上 11年未満	137	285,862	23	260,286
11年以上 12年未満	103	290,875	12	272,162
12年以上 13年未満	103	297,699	19	278,612
13年以上 14年未満	119	303,191	10	278,505
14年以上 15年未満	115	310,088	13	283,449
15年以上 16年未満	120	320,396	11	290,116
16年以上 17年未満	53	327,808	6	296,358
17年以上 18年未満	100	342,135	6	311,650
18年以上 19年未満	68	351,583	6	316,993
19年以上 20年未満	49	356,849	13	328,843
20年以上 21年未満	67	360,021	10	323,781
21年以上 22年未満	58	372,662	6	336,340
22年以上 23年未満	75	374,917	17	349,864
23年以上 24年未満	93	385,145	13	354,309
24年以上 25年未満	89	385,406	17	362,882
25年以上 26年未満	86	391,513	6	370,443
26年以上 27年未満	110	395,394	18	377,980
27年以上 28年未満	131	396,524	18	379,320
28年以上 29年未満	106	405,643	15	382,985
29年以上 30年未満	143	405,000	32	387,512
30年以上 31年未満	115	412,082	24	382,691
31年以上 32年未満	117	415,482	33	393,229
32年以上 33年未満	122	414,967	41	397,362
33年以上 34年未満	156	414,470	73	397,706
34年以上 35年未満	125	416,345	64	402,232
35年以上	315	424,304	283	409,821
計	4,230	335,438	1,034	343,560

第4表 職員の扶養手当の支給状況

給料表 区分		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)	情報職 給料表
受給者数		人 9,481	人 1,999	人 3,126	人 1,582	人 2,561	人 112	人 23	人 48	人 13	人 17
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 22,371	円 21,312	円 24,457	円 20,922	円 21,556	円 23,290	円 19,717	円 22,094	円 23,769	円 18,206
扶養 親族 数	配偶者	人 4,244	人 879	人 1,814	人 626	人 832	人 56	人 18	人 8	人 1	人 10
	子	15,399	2,970	5,599	2,394	4,102	177	31	80	24	22
	上記以外の者	265	60	34	70	97	—	2	1	—	1
	計	19,731	3,909	7,447	3,090	5,031	56	51	89	25	33
	うち年齢加算 を受ける子	4,165	1,095	1,283	657	1,011	81	6	22	6	4

(注) 年齢加算を受ける子とは、扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子のことである。

第5表 職員の地域手当の支給状況

区 分	給 料 表 受給者数及び 平均手当月額	全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)	情報職 給料表
受 給 者 計	人 数 (人)	22,681	5,703	5,126	3,612	7,679	256	51	129	85	40
	平均額(円)	17,944	20,421	19,990	18,296	14,220	19,023	75,509	14,466	15,289	22,364
東京都特別区 に勤務する者 (支給割合19.5%)	人 数 (人)	25	23	2	—	—	—	—	—	—	—
	平均額(円)	69,032	68,492	75,243	—	—	—	—	—	—	—
医療職給料表 (一)の適用を 受ける者 (支給割合16%)	人 数 (人)	51	—	—	—	—	—	51	—	—	—
	平均額(円)	75,509	—	—	—	—	—	75,509	—	—	—
大阪府大阪市 に勤務する者 (支給割合15.5%)	人 数 (人)	5	4	1	—	—	—	—	—	—	—
	平均額(円)	58,384	56,907	64,292	—	—	—	—	—	—	—
広島市 に勤務する者 (支給割合7.0%)	人 数 (人)	7,099	3,386	2,567	949	50	90	—	9	21	27
	平均額(円)	26,087	25,008	26,580	28,412	28,505	27,872	—	25,938	24,342	23,793
安芸郡府中町 に勤務する者 (支給割合6.0%)	人 数 (人)	263	13	—	43	203	1	—	2	—	1
	平均額(円)	23,299	21,674	—	24,451	23,169	19,509	—	21,864	—	28,003
広島市及び 安芸郡府中町 を除く広島県 内の地域 に勤務する者 (支給割合3.7%)	人 数 (人)	15,231	2,274	2,553	2,619	7,426	165	—	118	64	12
	平均額(円)	13,762	13,047	13,267	14,532	13,879	14,194	—	13,465	12,318	18,679
上記以外 の地域に 勤務する者	人 数 (人)	7	3	3	1	—	—	—	—	—	—
	平均額(円)	27,846	9,574	52,036	10,093	—	—	—	—	—	—

第6表 職員の住居手当の支給状況

区分	給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	情報職
	全給料表	給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)	給料表
受給者数	人 6,003	人 1,559	人 703	人 1,174	人 2,393	人 86	人 9	人 34	人 22	人 23
手当月額11,000円 以下の受給者	18	2	2	5	7	1	—	1	—	—
手当月額11,100円以上 28,000円未満の受給者	2,827	627	279	579	1,279	38	1	12	6	6
手当月額28,000円 の受給者	3,158	930	422	590	1,107	47	8	21	16	17
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 26,069	円 26,220	円 26,413	円 25,888	円 25,707	円 25,627	円 27,944	円 25,706	円 27,145	円 26,652

配偶者等の 居住する 借家・借間	受給者数	人 16	人 3	人 13	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —
	1人当たり 平均手当月額	円 13,963	円 14,000	円 13,954	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —

第7表 職員の管理職手当の支給状況

給料表 区 分		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)	情報職 給料表
受 給 者 数		人 1,773	人 588	人 109	人 235	人 824	人 6	人 5	人 7	人 —	人 —
手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額		円 59,103	円 69,192	円 75,046	円 51,957	円 51,268	円 80,000	円 115,000	円 59,286	円 —	円 —
支 給 区 分	1 種 (本 庁 局 長)	15	14	—	—	—	—	1	—	—	—
	2 種 (本 庁 部 長)	102	67	32	—	—	—	3	—	—	—
	3 種 (本 庁 課 長)	348	253	41	20	23	6	1	4	—	—
	4 種 (本 庁 担 当 監)	649	53	36	114	443	—	—	3	—	—
	5 種 (学校総括事務長)	564	105	—	101	358	—	—	—	—	—
	6 種 (学 校 事 務 長)	96	96	—	—	—	—	—	—	—	—
手当が支給される主な職			本庁 局長, 部長, 課長, 担当監 地方機関 所長, 次長	警察本部 参事官, 課長 次席 警察署 署長, 副署長 次長	高等学校 特別支援学校 校長, 教頭	小・中学校 校長, 教頭	総合技術研究所 センター長	本庁 局長 地方機関 所長	畜産事務所 所長 食肉衛生検査所 所長 動物愛護センター 所長		

(注) 支給区分欄の()内は, 各支給区分に該当する行政職給料表適用者の主な職を示す。

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

受給者数	手当受給者 一人当たり 平均手当月額
人 328	円 34,317

(受給者数の内訳)

職 員 の 住 居 と 配 偶 者 の 住 居 と の 間 の 交 通 距 離										
100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500 km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
人 222	人 83	人 6	人 1	人 1	人 15	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —

第9表 職員の通勤手当の支給状況

給料表 受給者数及び 平均 手当月額		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (≡)(ロ)	教育職 給料表 (≡)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)	情報職 給料表
区 分											
受 給 者 計	人 数 (人)	19,926	4,757	3,798	3,510	7,412	222	15	116	74	22
	平均額(円)	15,236	20,533	9,241	18,019	12,944	23,197	11,452	34,130	26,088	18,653
交通機関等 のみを 利用する者	人 数 (人)	4,408	2,627	1,213	215	203	58	7	37	33	15
	平均額(円)	18,788	20,257	12,318	26,188	24,272	27,071	18,412	38,419	22,817	15,402
交 通 用 具 のみを 使用する者	人 数 (人)	13,261	1,579	2,298	2,715	6,472	116	7	47	23	4
	平均額(円)	8,000	7,968	5,116	9,110	8,549	7,695	5,129	11,934	8,091	2,000
交 通 機 関 等 と 交 通 用 具 を 併用する者	人 数 (人)	2,257	551	287	580	737	48	1	32	18	3
	平均額(円)	50,809	57,855	29,256	56,694	48,419	55,982	7,000	61,771	55,081	57,110
駐 車 料 金 に 係 給 受 給 者	人 数 (人)	273	130	34	38	61	6	—	2	1	1
	平均額(円)	2,210	2,351	1,114	2,454	2,336	2,129	—	2,875	2,750	2,750
自 動 車 を 駐 車 す る 者	人 数 (人)	178	95	6	29	39	5	—	2	1	1
	平均額(円)	2,771	2,784	2,625	2,804	2,812	2,155	—	2,875	2,750	2,750
自 転 車 等 を 駐 車 す る 者	人 数 (人)	95	35	28	9	22	1	—	—	—	—
	平均額(円)	1,158	1,176	790	1,328	1,491	2,000	—	—	—	—

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1					236	59	14
2					26	8	1
3					12	3	
4		1		1		2	
5		111					
6		9					
7		41	2				
8		4	4				
9	15	84	2				
10		11					
11		24	1				
12	1	11	3				
13	18	95	3				
14		8	5				
15		32	8				
16	1	22	6				
17	26	72	6	1			
18	3	8	5				
19	4	27	12				
20	2	18	7				
21	25	72	10				
22		16	16				
23	2	24	11				
24	2	6	9				
25	9	50	10				
26		14	13	3			
27	9	20	16	4			
28	3	20	8	1			
29	120	23	23	1			
30	3	51	9	2			
31	34	10	43	4			
32	5	21	14	3			
33	113	21	27	7			
34	4	26	8	6			
35	21	47	38	8			
36	9	9	8	26			
37	155	18	28	25			
38	5	18	10	34			
39	22	18	29	69			
40	7	43	10	48			
41	112	9	29	47			
42	6	8	15	35			
43	35	10	22	40			
44	11	5	9	34			
45	108	16	33	32			
46	14	3	5	25			
47	27	3	22	28			
48	15	1	11	22			
49	112	3	23	31			
50	7		10	27			
51	43	4	25	36			
52	12	4	12	18			
53	111	4	33	23			
54	8	4	13	20			
55	21	2	33	13			
56	12	1	6	11			
57	4		35	10			
58			8	12			
59	1	2	35	7			
60		1	7	8			
61		2	48	4			
62		1	10	7			
63		4	43	4			
64		2	17	2			
65		1	37	4			
66		1	12	1			
67		3	35	2			
68			13	2			
69			39				
70		1	25	1			
71		1	44	3			
72		1	12	1			
73			49	14			
74		1	21				
75			36				
76			32				
77	1	1	22				
78			25				
79		1	27				
80			18				

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
81		2	44				
82			23				
83			41				
84		1	28				
85		1	45				
86			45				
87		1	25				
88		1	29				
89			26				
90		2	25				
91			55				
92			19				
93			46				
94			15				
95			67				
96			36				
97			158				
98		1					
99							
100							
101							
102		2					
103							
104							
105							
106		1					
107		1					
108							
109		6					
計	1, 278	1, 224	2, 082	767	274	72	15
					合計人員		
					5, 712		

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。また、該当人員が 0 人の号給は空欄とした（以下第10表の各表において同じ。）。

その2 公安職給料表

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3									
4							1		
5									26
6									3
7	24								1
8							1		
9	1		1						
10	1								
11	10								
12	1								
13	30		1						
14									
15	13			1					
16	3								
17	20		6	3					
18	5								
19	7			3					
20	3		2						
21	29		2	2					
22	2		1						
23	69			2	2				
24	4	2		1					
25	29	71	11	4					
26	3	4	1	2			1		
27	10	13	6	1			1		
28	4	11		1			1		
29	103	82	13	2	1			6	
30	4	7	2	1	1		1	1	
31	16	15	4	4			1	5	
32	10	16	2	2	1	1	1	5	
33	3	84	20	7	1	1		2	
34		2		1		1	1		
35	3	21	5	2	1	1	1	2	
36	2	14	2	4	4		1	2	
37		71	75	27	11	1	4	1	
38		4	8	10	6	1	2	3	
39	2	21	25	9	12	2	3		
40		13	19	16	9		3	2	
41		59	73	29	19		10	1	
42		5	11	20	13		6		
43	1	17	25	30	20		10		
44	1	13	17	11	16	1	8		
45	4	48	72	31	13	2	10		
46	1	8	9	11	7	1	8		
47	1	22	24	29	26	4	9		
48		11	18	16	22		9		
49		2	64	48	21	6	6		
50			18	40	10		9		
51		1	27	44	20	2	10		
52	1	1	17	29	16	2	8		
53		1	66	41	22	1	12		
54			14	34	24	2	3		
55	2		28	43	30	3	4		
56		1	23	37	21	3	5		
57		1	20	46	19	1	7		
58			16	31	21	1	8		
59		1	19	62	24		9		
60			15	32	20	2	9		
61		1	35	55	24	2	11		
62			13	33	18	1	4		
63		1	9	52	24	2	10		
64			10	30	16	5	7		
65			27	31	26	2	4		
66			16	27	19	3	8		
67			11	49	26	5	5		
68		1	15	30	12	4	2		
69			1	31	22	11	1		
70				23	20		5		
71				36	19	7	2		
72				26	16	7	3		
73				28	17	15	11		
74				14	11	5			
75				25	14	19			
76				14	17	3			
77				33	13	16			
78				19	14	9			
79				21	8	22			
80				19	11	9			

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
81				31	10	10			
82				19	7	4			
83				22	7	6			
84				17	2	6			
85				20	9	30			
86				16					
87				19					
88				14					
89				15					
90				7					
91				11					
92				11					
93		1		10					
94				4					
95				7					
96				12					
97				7					
98				7					
99				5					
100				3					
101				10					
102				5					
103				5					
104				1					
105				14					
106				3					
107				8					
108				7					
109				12					
110				4					
111				12					
112				4					
113				7					
114				5					
115				7					
116				3					
117				11					
118				3					
119				8					
120				5					
121				6					
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	422	646	919	1,762	815	246	256	30	30
							合計人員		
							5,126		

その3 教育職給料表(二)(ロ)

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1						
2						
3						
4						
5			52			
6						
7			7			
8			1			
9			65			1
10			1			3
11			9			3
12			3			3
13			70			6
14						10
15			7			3
16			2			4
17			63			12
18			2			5
19			9			5
20			2			5
21			70			10
22			4			
23			19		1	
24			8			
25			73			
26			3			
27			25			
28			8			
29			67			
30			5			
31			19		1	
32			4			
33			52		1	
34			4		1	
35			29			
36			11	2		
37			58	1	1	
38			3			
39			30	2	1	
40			6		1	
41			66	2	2	
42			3	2	5	
43			31	1	9	
44			9	1	2	
45			67		4	
46			8		5	
47			40	2	7	
48			12	1	9	
49			57	3	11	
50			8		7	
51			57	3	6	
52			11		4	
53			64	3	8	
54			5		1	
55			33		4	
56			8		3	
57			65	3	1	
58			9		5	
59			41		3	
60			11	1	3	
61			64	2	11	
62			8			
63			44	3		
64			9	2		
65			59	1		
66			7			
67			40	2		
68			14			
69			38	1		
70			15	2		
71			45	5		
72			11			
73			35	2		
74			8	4		
75			36	3		
76			10	2		
77			30	3		
78			9	1		
79			37	1		
80			6	5		

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81			28	3		
82			7	1		
83			27	3		
84			12	1		
85			30			
86			8	3		
87			26	2		
88			7	2		
89			19			
90			15	2		
91			22	2		
92			20	1		
93			21			
94			12	1		
95			23	3		
96			12	1		
97			19			
98			16	1		
99			25	1		
100			16			
101			25			
102			15			
103			28			
104			18			
105			18			
106			11			
107			20			
108			16			
109			22			
110			13			
111			27			
112			19			
113			19			
114			14			
115			24			
116			14			
117			23			
118			11			
119			26			
120			15			
121			26			
122			16			
123			14			
124			17			
125			19			
126			18			
127			19			
128			13			
129	1		31			
130			22			
131			51			
132			43			
133			55			
134			40			
135			48			
136			48			
137			48			
138			43			
139			28			
140			24			
141			16			
142			11			
143			6			
144						
145			11			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	1	3, 331	93	117	70	
合計人員					3, 612	

その4 教育職給料表(三)(イ)

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1						
2						
3						
4						8
5						13
6						34
7			2			27
8						23
9						30
10						21
11			2			30
12						27
13						25
14						20
15			1			17
16						19
17			253			8
18						14
19			13			9
20			4		1	9
21			270			31
22			3		1	
23			13		1	
24			9			
25			268			
26						
27			22	1	1	
28			9		2	
29			271		1	
30						
31			33			
32			9		2	
33			217		1	
34			5		1	
35			38		2	
36			10		1	
37			227		1	
38			5		3	
39			51			
40			6		2	
41			228		4	
42			3		4	
43			51		3	
44			10		1	
45			171		1	
46			9		2	
47			65		5	
48			16		4	
49			184		2	
50			9		6	
51			83		2	
52			12		1	
53			144		5	
54			9		5	
55			66		7	
56			11		3	
57			143		3	
58			8		9	
59			82	1	12	
60			18		17	
61			135		13	
62			17		22	
63			87	2	12	
64			22		14	
65			118		23	
66			11	2	20	
67			77	1	21	
68			26		26	
69			149		12	
70			8	2	16	
71			86		20	
72			23	3	17	
73			97	4	16	
74			20		19	
75			59	4	10	
76			25	1	18	
77			104	2	18	
78			26	2	12	
79			62	1	14	
80			28	2	10	

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81			91	3	22	
82			18	1		
83			68	1		
84			23	2		
85			64	1		
86			26			
87			61	2		
88			22	1		
89			63			
90			17	1		
91			49	1		
92			20			
93			67			
94			12			
95			53			
96			25			
97			58			
98			17	1		
99			49	1		
100			26	1		
101			45	1		
102			17			
103			33	1		
104			17			
105			47			
106			21			
107			39			
108			25			
109			33			
110			24			
111			38			
112			16			
113			39			
114			18			
115			28			
116			16			
117			35			
118			22			
119			27			
120			21			
121			34			
122			24			
123			30			
124			19			
125			29			
126			17			
127			34			
128			22			
129			27			
130			30			
131			20			
132			30			
133			35			
134			11			
135			26			
136			36			
137			16			
138			23			
139			30			
140			20			
141			37			
142			35			
143			45			
144			54			
145			58			
146			71			
147			68			
148			60			
149			62			
150			39			
151			45			
152			21			
153			20			
154			14			
155			4			
156			2			
157			16			
計		0	6, 797	46	471	365
					合計人員	7, 679

その5 研究職給料表

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		3			3
6					3
7					
8					
9		3			
10					
11		1			
12					
13		10	1		
14			5		
15			2		
16					
17		3			
18			3		
19			3		
20					
21		5			
22		1			
23		2	4		
24					
25		6			
26					
27		2	5		
28			2		
29		7			
30					
31			2	2	
32			1	1	
33		3	2	3	
34			1	2	
35		1	3	8	
36		1	1	1	
37		7		2	
38				1	
39		1	6	5	
40		1		3	
41		4		3	
42				1	
43				1	
44		1	1	3	
45		2	1	1	
46					
47		1	1	1	
48			1	1	
49		2		2	
50		1	1	3	
51		1	2	1	
52				1	
53		6		2	
54				1	
55		1	1		
56		2		1	
57				9	
58			1		
59					
60			1		
61			1		
62			2		
63					
64			4		
65		1			
66			3		
67					
68			2		
69			1		
70			1		
71			2		
72			2		
73					
74			3		
75					
76					
77			1		
78					
79			1		
80			2		

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81				35		
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108			1			
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		0	80	111	59	6
合計人員					256	

その6 医療職給料表(一)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1		1		
2				
3				
4				
5		8		5
6				2
7				
8		1		5
9	4	1	1	
10		1		
11				
12				
13	2	1		
14				
15				
16				
17	4	1		
18			1	
19				
20				
21				
22				
23		1	1	
24				
25	2	1		
26				
27				
28				
29	2			
30				
31			1	
32				
33				
34			1	
35				
36				
37				
38				
39			1	
40				
41			1	
42				
43				
44				
45				
46				
47			1	
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55			1	
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級
81					
82					
83					
84					
85					
計		14	16	9	12
合計人員					51

その7 医療職給料表(二)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7			1		
8					
9					
10					
11					
12					1
13		2	1		
14					1
15					
16					1
17					1
18					
19		2			
20			3		
21		1	1		
22		2			
23		2	1		
24		1			
25			2		
26			1		
27		3			
28					
29		1			
30			2		
31	1	3			
32			1	1	
33			2		
34		3	1	1	
35			2	1	
36		1	2	1	
37		1			
38		1	2	1	
39		2	1	3	
40					
41	2	1			
42	2	2		1	
43	1	1	1	1	
44		1	2	1	
45	1				
46				1	
47		2			
48		1			
49	1	3			
50			1		
51	2			1	
52					
53				1	
54			1		
55	1				
56					
57			1		
58	2				
59		2	1		
60					
61			1		
62					
63			2		
64			2		
65					
66			1		
67			3		
68					
69			2		
70			1		
71			1		
72					
73					
74					
75			2		
76			1		
77					
78			2		
79					
80					

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81				1		
82						
83				2		
84				2		
85				2		
86				2		
87				1		
88				1		
89				3		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
計		13	38	60	14	4
					合計人員	129

その8 医療職給料表(三)

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14		1	1		
15		4			
16					
17		1			
18					
19		3			
20					
21					
22		2			
23		2	2		
24					
25					
26			2		
27		2			
28			1		
29					
30		1			
31	3	6			
32					
33		1			
34			1		
35	2	2		1	
36				1	
37	1	1			
38					
39	2			2	
40		2		1	
41				2	
42				1	
43	2				
44	1			2	
45		1		1	
46			1		
47	4			1	
48					
49					
50		1			
51	1	1			
52					
53					
54					
55	2	1			
56					
57					
58	1				
59					
60					
61					
62					
63					
64		1			
65					
66					
67		1	1		
68					
69			1		
70		1			
71					
72					
73					
74			1		
75					
76					
77					
78					
79					
80					

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81					
82					
83					
84			1		
85					
86			1		
87			1		
88			1		
89			4		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
165					
166					
167					
168					
169					
計	19	35	19	12	0
				合計人員	85

その9 情報職給料表

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1				14	7		
2							
3							
4							
5		1					
6			1				
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20		1					
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27		1					
28							
29			1				
30							
31		1					
32							
33	1						
34		1					
35							
36							
37	4						
38							
39							
40		1					
41							
42							
43							
44							
45	1						
46							
47							
48							
49	3						
50							
51							
52							
53	1	1					
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
計		10	7	2	14	7	0	0
合計人員							40	

第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布

号 給	人 員
1	
2	2
3	
4	1
5	1
6	
7	1
適用職員数 5人	

第12表 60歳超職員の給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

区 分 給料表	合計	級別人員分布							年齢別人員分布				
		1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行政職給料表	309	—	194		115 (115)	—	—	—	115 (115)	77	56	45	16
公安職給料表	75	—	—		3	46 (2)	9 (8)	17 (17)	27 (27)	13	13	10	12
教育職給料表(□)(甲)	456	—	412 (123)	2 (1)	16 (11)	26 (15)			150 (150)	93	87	73	53
教育職給料表(□)(イ)	500	—	406 (121)	—	11 (8)	83 (35)			166 (164)	116	88	68	62
研究職給料表	13	—	6		8 (7)	—	—		7 (7)	4	2	—	—
医療職給料表(□)	8	—	4		4 (4)	—	—		4 (4)	2	1	1	—
医療職給料表(□)	4	—	3		1 (1)	—	—		1 (1)	1	1	1	—

(注) フルタイム勤務職員の勤務時間は、週38時間45分
()内は、その内定年延長者数を表す。

その2 短時間勤務職員

区 分 給料表	合計	級別人員分布					年齢別人員分布				
		1級	2級	特2級	3級	4級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行政職給料表	130 (5)		130 (5)		—	—	7	22 (2)	22 (2)	19	60 (1)
公安職給料表	20 (20)	—	—		1	19	9	6	1	2	2
教育職給料表(□)(甲)	136 (136)	3 (3)	133 (133)	—	—	—	11 (11)	28 (25)	26 (26)	32 (32)	39 (39)
教育職給料表(□)(イ)	228 (228)	—	228 (228)	—	—	—	31 (31)	50 (50)	47 (47)	47 (47)	53 (53)
研究職給料表	13 (1)	—	13 (1)		—	—	0	6	4	2 (1)	1
医療職給料表(□)	3	—	3		—	—	1	—	—	1	1
医療職給料表(□)	7	—	7		—	—	—	1	1	1	4

(注) 表中の数値は、フルタイムの3/4勤務職員(4週間の勤務時間が116時間15分の職員)及びフルタイムの1/2勤務職員(2週間の勤務時間が38時間45分の職員)の合計人数で、()内は、その内フルタイムの1/2勤務職員数を表す。

2 民間給与等関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本人事委員会、人事院及び広島市人事委員会等

(3) 調査の対象

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
1,348事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

(3)アに記載した1,348事業所を、組織、企業規模、産業等により32層に層化し、これらの層から337事業所を無作為に抽出し調査を行った。
調査完了事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

(5) 調査事項

ア 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

イ 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

(6) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 企業規模別調査事業所数

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

区 分 \ 企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調 査 対 象 事 業 所	事業所 1,348	事業所 587	事業所 572	事業所 189
抽 出 事 業 所	337	158	137	42
調 査 事 業 所 (産 業 計)	280	141	111	28
農 業 、 林 業 、 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	22	16	3	3
製 造 業	118	55	55	8
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	53	27	18	8
卸 売 業 、 小 売 業	28	21	5	2
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	9	5	4	0
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	50	17	26	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が53所あった。
- 2 調査対象事業所337所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた333所に占める調査完了事業所280所の割合(調査完了率)は、84.1%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
- ただし、「調査対象事業所」欄及び「抽出事業所」欄は、調査前の企業規模により計上している。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

その2 地域別、企業規模別調査事業所数

区 分 \ 企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調 査 事 業 所 (地 域 計)	事業所 280	事業所 141	事業所 111	事業所 28
広 島 市	141	81	49	11
上 記 を 除 く 県 内 の 市	123	51	58	14
県 内 の 町	16	9	4	3

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	円 232,928	円 238,355	円 219,268	円 230,981
	短 大 卒	211,172	214,890	202,136	—
	高 校 卒	200,548	201,425	197,033	※ 191,901
	大 学 卒	228,998	233,940	218,126	※ 234,175
	短 大 卒	203,753	199,932	※ 207,949	—
	高 校 卒	191,251	192,441	189,656	※ 189,167
	大 学 卒	239,268	244,788	221,680	※ 224,080
	短 大 卒	214,537	219,371	※ 196,080	—
	高 校 卒	201,892	202,318	199,765	※ 193,694
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	※ 248,023	—	※ 248,023	—
新 卒 研 究 員	大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 研 究 員 補 助	短 大 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—
準 新 卒 医 師	大 学 卒	※ 321,300	※ 321,300	—	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 218,700	※ 218,700	—	—
準新卒診療放射線技師	短 大 卒	—	—	—	—
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—	—	—	—
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	212,271	213,819	※ 195,700	—
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	—	—	—	—

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和6年度中に資格免許を取得し、令和7年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、令和4年3月大学卒業後、令和4年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和7年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「※」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第15表 民間における初任給の改定状況

項 目		新規学卒者の 採 用 あ り	初任給の改定状況			新規学卒者の 採 用 な し
学歴	企業規模		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	規 模 計 (100人以上)	% 30.5	% (80.5)	% (19.5)	% —	% 69.5
	500人以上	25.5	(83.9)	(16.1)	—	74.5
	100人以上 500人未満	36.5	(77.6)	(22.4)	—	63.5
	【参考】 50人以上 100人未満	36.4	(81.4)	(18.6)	—	63.6
高 校 卒	規 模 計 (100人以上)	21.3	(79.8)	(20.2)	—	78.7
	500人以上	20.8	(80.0)	(20.0)	—	79.2
	100人以上 500人未満	22.0	(79.6)	(20.4)	—	78.0
	【参考】 50人以上 100人未満	25.7	(73.6)	(26.4)	—	74.3

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。
2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
3 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種
1 企業規模計(100人以上)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	23	53.7	906,483	10,109	896,374	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	18	53.1	942,917	0	942,917	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	5	55.6	786,382	43,430	742,952	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	工 場 長	19	54.8	806,877	15,402	791,475	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	14	55.4	817,017	6,723	810,294	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	4	52.7	745,928	44,644	701,284	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事 務 部 長	491	52.9	683,525	4,041	679,484	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	415	52.6	696,332	4,450	691,882	
	短大卒	31	53.6	579,917	797	579,120	
	高校卒	44	54.8	629,946	2,517	627,429	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技 術 部 長	316	54.3	710,821	3,445	707,376	
	大学卒	250	54.4	726,701	3,801	722,900	
	短大卒	17	53.0	676,560	904	675,656	
	高校卒	49	54.8	643,328	2,597	640,731	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務部次長	96	51.6	616,867	16,665	600,202	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長－ 課長間)
	大学卒	76	51.0	636,122	19,887	616,235	
	短大卒	6	51.7	562,255	1,870	560,385	
	高校卒	14	54.3	542,896	5,976	536,920	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術部次長	99	52.7	665,073	2,317	662,756	
	大学卒	83	52.7	687,206	826	686,380	
	短大卒	3	53.2	725,250	48,567	676,683	
	高校卒	13	52.9	518,134	52	518,082	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事 務 課 長	991	49.1	606,320	17,099	589,221	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大学卒	776	48.4	604,615	14,343	590,272	
	短大卒	62	50.6	539,975	8,753	531,222	
	高校卒	151	52.2	642,639	34,137	608,502	
	中学卒	2	48.2	452,403	280	452,123	
	技 術 課 長	882	49.8	639,030	11,659	627,371	
	大学卒	646	49.6	646,238	10,184	636,054	
	短大卒	83	50.8	653,439	20,395	633,044	
	高校卒	153	50.6	598,383	13,274	585,109	
	中学卒	－	－	－	－	－	

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す(以下2から4において同じ。)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 290	歳 46.6	円 524,765	円 52,046	円 472,719	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長－ 係長間)
	大学卒	206	45.1	527,134	50,926	476,208	
	短大卒	41	50.3	452,435	48,810	403,625	
	高校卒	42	49.6	588,996	62,091	526,905	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術課長代理	146	46.2	634,247	58,678	575,569	
	大学卒	117	45.3	648,941	65,683	583,258	
	短大卒	7	51.0	588,553	8,360	580,193	
	高校卒	22	50.9	547,142	27,773	519,369	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	787	45.0	464,149	59,253	404,896	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	500	42.8	453,435	59,856	393,579	
	短大卒	103	48.9	439,041	49,648	389,393	
	高校卒	180	49.0	502,700	62,113	440,587	
	中学卒	4	50.2	473,740	61,074	412,666	
	技術係長	527	44.9	540,906	104,665	436,241	
	大学卒	288	43.2	525,409	98,231	427,178	
	短大卒	56	45.5	572,840	128,059	444,781	
	高校卒	179	47.6	560,965	109,633	451,332	
	中学卒	4	52.5	406,413	44,714	361,699	
	事務主任	758	42.4	407,280	45,747	361,533	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長－ 係員間)
	大学卒	554	40.6	410,164	47,999	362,165	
	短大卒	96	48.3	401,034	28,782	372,252	
	高校卒	105	47.5	396,718	50,530	346,188	
	中学卒	3	42.4	407,184	11,981	395,203	
	技術主任	779	43.5	489,561	77,746	411,815	
	大学卒	590	42.6	489,513	79,409	410,104	
	短大卒	66	46.0	512,375	83,413	428,962	
	高校卒	121	46.9	477,593	65,225	412,368	
	中学卒	2	38.0	417,845	109,156	308,689	
	事務係員	2,958	37.2	350,042	39,042	311,000	
	大学卒	1,889	34.4	358,810	42,717	316,093	
	短大卒	401	44.0	339,704	35,846	303,858	
	高校卒	657	41.6	329,204	29,578	299,626	
	中学卒	11	50.2	355,280	41,809	313,471	
	技術係員	2,504	35.5	381,532	60,701	320,831	
	大学卒	1,458	33.2	388,661	63,135	325,526	
	短大卒	292	39.1	376,646	55,910	320,736	
	高校卒	738	38.7	370,525	57,938	312,587	
	中学卒	16	40.3	317,538	45,008	272,530	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	21	53.8	950,911	9,035	941,876	
	短大卒	17	53.2	976,072	0	976,072	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	4	55.9	857,911	42,431	815,480	
	中学卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	16	56.1	830,005	18,456	811,549	
	大学卒	12	56.0	814,140	7,950	806,190	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	3	56.0	849,840	58,251	791,589	
	中学卒	-	-	-	-	-	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	354	53.0	722,930	1,016	721,914	
	大学卒	299	52.7	736,221	1,120	735,101	
	短大卒	24	53.7	597,605	749	596,856	
	高校卒	31	54.8	686,052	213	685,839	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	248	54.6	732,489	852	731,637	
	大学卒	199	54.6	742,129	887	741,242	
	短大卒	13	53.7	715,178	1,133	714,045	
	高校卒	36	54.8	684,366	533	683,833	
	中学卒	-	-	-	-	-	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長－ 課長間)
	事務部次長	55	52.7	676,724	1,436	675,288	
	大学卒	44	52.6	692,934	1,780	691,154	
	短大卒	5	51.6	580,638	0	580,638	
	高校卒	6	54.2	624,612	0	624,612	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	63	53.9	763,125	3,777	759,348	
	大学卒	57	54.0	770,387	1,227	769,160	
	短大卒	3	53.2	725,250	48,567	676,683	
	高校卒	3	53.4	676,129	227	675,902	
	中学卒	-	-	-	-	-	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	事 務 課 長	767	49.2	629,281	17,060	612,221	
	大学卒	602	48.3	623,873	14,052	609,821	
	短大卒	42	51.8	566,789	2,083	564,706	
	高校卒	122	52.6	677,687	36,892	640,795	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技 術 課 長	626	49.7	661,993	15,049	646,944	
	大学卒	465	49.3	667,386	12,117	655,269	
	短大卒	62	50.4	661,175	29,475	631,700	
	高校卒	99	51.1	634,062	20,585	613,477	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 241	歳 46.5	円 533,428	円 53,422	円 480,006	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長－ 係長間)
	大学卒	171	45.1	537,070	52,349	484,721	
	短大卒	32	50.0	443,506	47,693	395,813	
	高校卒	37	49.3	604,849	65,362	539,487	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術課長代理	128	46.4	659,951	64,144	595,807	
	大学卒	102	45.5	677,251	71,653	605,598	
	短大卒	6	50.8	603,816	10,045	593,771	
	高校卒	20	50.8	559,774	30,918	528,856	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	521	44.7	499,505	67,930	431,575	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	322	42.3	484,100	69,232	414,868	
	短大卒	67	48.6	483,141	59,162	423,979	
	高校卒	130	48.7	540,500	68,688	471,812	
	中学卒	2	50.3	522,048	42,912	479,136	
	技術係長	289	45.0	602,480	124,731	477,749	
	大学卒	138	42.9	590,846	121,671	469,175	
	短大卒	33	45.6	626,571	146,942	479,629	
	高校卒	117	47.8	613,856	122,617	491,239	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務主任	465	42.2	437,688	49,420	388,268	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長－ 係員間)
	大学卒	355	40.6	435,320	51,610	383,710	
	短大卒	58	48.5	438,372	27,731	410,641	
	高校卒	51	46.4	453,565	59,680	393,885	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術主任	494	45.1	527,637	84,774	442,863	
	大学卒	376	44.0	522,713	85,173	437,540	
	短大卒	44	47.1	554,543	91,792	462,751	
	高校卒	74	50.0	539,122	78,051	461,071	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係員	2,065	36.8	363,624	41,850	321,774	
	大学卒	1,355	34.0	368,974	44,998	323,976	
	短大卒	259	44.3	362,231	42,012	320,219	
	高校卒	441	41.4	346,799	31,414	315,385	
	中学卒	10	50.8	342,363	24,970	317,393	
	技術係員	1,922	35.6	390,343	63,040	327,303	
	大学卒	1,137	33.2	398,899	66,515	332,384	
	短大卒	201	38.4	390,718	60,630	330,088	
	高校卒	571	39.2	374,712	57,262	317,450	
	中学卒	13	40.9	324,388	51,022	273,366	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	52.9	468,309	20,697	447,612	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	3	48.7	691,721	200	691,521	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	52.0	832,781	0	832,781	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	137	52.7	596,835	10,695	586,140	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	116	52.5	608,399	11,791	596,608	
	短大卒	7	53.4	536,767	914	535,853	
	高校卒	13	54.9	504,948	7,651	497,297	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技 術 部 長	68	53.7	648,780	10,871	637,909	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	51	53.6	678,807	12,846	665,961	
	短大卒	4	51.2	571,253	277	570,976	
	高校卒	13	54.8	560,850	6,745	554,105	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	41	50.4	548,093	34,162	513,931	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長－ 課長間)
	大学卒	32	49.1	566,469	42,087	524,382	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	8	54.5	488,338	9,965	478,373	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	36	50.8	512,119	40	512,079	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大学卒	26	50.1	527,088	55	527,033	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	10	52.7	472,706	1	472,705	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事 務 課 長	224	48.9	519,162	17,243	501,919	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大学卒	174	48.7	529,438	15,477	513,961	
	短大卒	20	47.8	476,867	24,449	452,418	
	高校卒	29	50.5	494,545	22,497	472,048	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技 術 課 長	256	50.2	595,977	5,301	590,676	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大学卒	181	50.0	603,842	6,307	597,535	
	短大卒	21	51.8	636,813	880	635,933	
	高校卒	54	50.0	551,601	3,688	547,913	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 49	歳 47.2	円 473,238	円 43,860	円 429,378	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長－ 係長間)
	大学卒	35	45.4	471,208	42,912	428,296	
	短大卒	9	51.9	498,981	54,633	444,348	
	高校卒	5	52.1	443,355	32,048	411,307	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	18	44.7	451,456	19,805	431,651	
	大学卒	15	43.5	448,929	23,506	425,423	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	2	51.2	435,601	0	435,601	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	266	45.8	380,948	38,833	342,115	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	178	43.9	385,465	39,073	346,392	
	短大卒	36	49.4	362,042	33,037	329,005	
	高校卒	50	49.8	377,921	40,407	337,514	
	中学卒	2	50.1	414,662	83,284	331,378	
	技術係長	238	44.7	440,612	71,981	368,631	
	大学卒	150	43.5	438,322	67,034	371,288	
	短大卒	23	45.4	468,243	91,301	376,942	
	高校卒	62	47.0	437,358	79,290	358,068	
	中学卒	3	53.6	409,996	31,805	378,191	
	事務主任	293	43.0	345,185	38,248	306,937	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長－ 係員間)
	大学卒	199	40.4	350,274	39,401	310,873	
	短大卒	38	47.8	335,234	30,633	304,601	
	高校卒	54	48.6	334,852	40,571	294,281	
	中学卒	2	36.4	333,192	18,304	314,888	
	技術主任	285	39.8	402,178	61,617	340,561	
	大学卒	214	39.3	410,528	65,695	344,833	
	短大卒	22	43.1	405,744	62,227	343,517	
	高校卒	47	41.0	361,880	41,106	320,774	
	中学卒	2	38.0	417,845	109,156	308,689	
	事務係員	893	38.5	311,617	31,098	280,519	
	大学卒	534	35.7	326,508	35,465	291,043	
	短大卒	142	43.2	290,998	22,513	268,485	
	高校卒	216	42.2	287,424	25,221	262,203	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術係員	582	35.4	333,790	48,026	285,764	
	大学卒	321	33.5	330,136	43,813	286,323	
	短大卒	91	41.8	323,651	38,133	285,518	
	高校卒	167	36.1	346,874	61,754	285,120	
	中学卒	3	36.5	275,657	8,242	267,415	

4 企業規模50人以上100人未満(参考)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	20	52.6	585,214	1,633	583,581	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	13	52.4	587,091	2,404	584,687	
	短大卒	4	53.0	602,557	297	602,260	
	高校卒	3	53.2	552,927	0	552,927	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	5	49.6	563,237	40,000	523,237	
	大学卒	2	51.5	478,438	0	478,438	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	3	48.3	619,770	66,667	553,103	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	6	54.4	433,535	1,056	432,479	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長－ 課長間)
	大学卒	4	54.7	444,316	0	444,316	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部次長	2	50.5	458,060	49,477	408,583	
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長	12	50.9	439,418	135	439,283	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大学卒	8	51.2	424,931	89	424,842	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	3	54.5	478,878	0	478,878	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技 術 課 長	12	52.7	453,724	17,595	436,129	
	大学卒	2	51.0	427,310	0	427,310	
	短大卒	3	56.0	449,374	12,821	436,553	
	高校卒	7	52.0	461,573	23,495	438,078	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 5	歳 56.0	円 387,630	円 38,970	円 348,660	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長－ 係長間)
	大学卒	3	57.0	415,822	55,218	360,604	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	2	52.5	406,863	94,681	312,182	
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	26	46.0	371,819	47,474	324,345	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	15	44.7	379,062	49,483	329,579	
	短大卒	6	45.8	368,175	51,195	316,980	
	高校卒	5	49.8	355,030	37,406	317,624	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術係長	33	46.6	383,119	56,454	326,665	
	大学卒	22	45.8	383,326	59,257	324,069	
	短大卒	10	48.8	387,824	47,761	340,063	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務主任	33	42.8	329,390	42,427	286,963	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長－ 係員間)
	大学卒	14	40.1	359,996	47,555	312,441	
	短大卒	9	46.3	311,304	42,101	269,203	
	高校卒	10	43.6	300,973	35,266	265,707	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術主任	12	43.4	312,955	42,024	270,931	
	大学卒	6	41.5	335,744	64,059	271,685	
	短大卒	3	48.0	282,721	2,482	280,239	
	高校卒	3	42.7	299,410	38,027	261,383	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係員	153	36.6	326,340	36,269	290,071	
	大学卒	94	34.5	321,377	33,271	288,106	
	短大卒	27	45.4	374,849	46,409	328,440	
	高校卒	32	35.1	298,697	36,382	262,315	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術係員	68	33.7	312,524	37,920	274,604	
	大学卒	46	32.1	300,576	32,540	268,036	
	短大卒	10	38.0	371,719	53,421	318,298	
	高校卒	12	36.3	308,500	45,799	262,701	
	中学卒	－	－	－	－	－	

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計(100人以上)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話 交換手を除く。 業務委託契約等に 基づき、他の事業所 において業務に従事 している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	x	x	x	x	x	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	3	51.1	280,635	26,609	254,026	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	11	61.9	684,724	0	684,724	
	大 学 教 授	89	57.9	602,469	0	602,469	
	大 学 准 教 授	71	48.5	512,315	0	512,315	
	大 学 講 師	34	42.5	462,174	0	462,174	
	大 学 助 教	14	40.7	375,960	0	375,960	
	高 等 学 校 校 長	2	62.3	671,108	0	671,108	
	高 等 学 校 教 頭	2	59.7	629,682	0	629,682	
	高 等 学 校 教 諭	36	46.8	514,839	31,875	482,964	
	研 究 所 長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の 所の長 2室(係)以上又は 構成員7人以上の 構成員3人以上の 室(係)の長 下記研究員より上位 の者(研究所長の職名 を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長 を除く。)
	研 究 部 (課) 長	20	46.2	543,475	0	543,475	
	研 究 室 (係) 長	7	38.0	413,505	33,790	379,715	
	主 任 研 究 員	39	41.6	424,014	27,189	396,825	
	研 究 員	54	36.6	348,974	18,374	330,600	
医 療 関 係 職 種	研 究 補 助 員	x	x	x	x	x	部下に医師又は歯科医 師5人以上 上記病院長に事故等あ るときの職務代行者 部下に医師又は歯科医 師1人以上
	病 院 長	-	-	-	-	-	
	副 院 長	4	60.5	1,546,217	324,997	1,221,220	
	医 科 長	6	54.5	1,352,549	232,057	1,120,492	
	医 師	25	37.0	923,338	151,008	772,330	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬 局 長	3	52.0	458,465	23,294	435,171	
	薬 剤 師	41	37.4	373,247	23,452	349,795	
	診療放射線技師	39	43.0	433,894	3,314	430,580	
	臨床検査技師	43	44.4	421,471	24,488	396,983	
	栄 養 士	29	37.2	313,878	18,281	295,597	
	理 学 療 法 士	83	32.2	304,759	10,428	294,331	
	作 業 療 法 士	67	31.3	293,057	15,294	277,763	
	総 看 護 師 長	3	56.7	616,055	4,233	611,822	部下に看護師長5人以 上 部下に看護師又は准看 護師5人以上
	看 護 師 長	77	48.0	467,477	19,273	448,204	
	看 護 師	171	36.2	357,761	26,443	331,318	
	准 看 護 師	62	49.0	328,231	24,489	303,742	

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す。

第17表 職種に対応する級（行政職給料表）

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種			
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満	【参考】企業規模 50人以上 100人未満	
7 級	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長			
6 級	事 務 課 長 技 術 課 長	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	
5 級				
4 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	
3 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理 事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 技 術 課 長 事 務 係 長 代 理 技 術 係 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長 事 務 係 長 代 理 技 術 係 長 代 理	
2 級	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長	
1 級	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	

（注）主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。

第18表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)	389,938	292,518
	上 半 期 (A2)	397,711	302,560
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B1)	877,268	592,208
	上 半 期 (B2)	962,638	698,534
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 $\left(\frac{(B1)}{(A1)} \right)$	2.25	2.02
	上 半 期 $\left(\frac{(B2)}{(A2)} \right)$	2.42	2.31
	年間計	4.67月分	4.33月分

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から7月までの期間をいう。
2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計している。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	部 長 級		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計 (100 人 以 上)	% 41.8	% 58.2	% 43.7	% 56.3	% 50.8	% 49.2
500 人 以 上	33.1	66.9	35.7	64.3	47.3	52.7
100 人 以 上 500 人 未 満	50.3	49.7	51.4	48.6	54.2	45.8
【 参 考 】 50 人 以 上 100 人 未 満	56.3	38.3	62.2	37.8	59.4	40.6

第20表 民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	46.2%
非 支 給	53.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位階層	24,000円 以上 25,000円 未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。(第21表から第24表において同じ。)

第21表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支 給 形 態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
99.4%	(19.8%)	(60.2%)	(2.3%)	(17.7%)	0.5%

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない(その2において同じ。)

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支 給 形 態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
34.6%	(11.6%)	(83.5%)	(0.0%)	(5.0%)	65.3%

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

月 額							
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
0.0%	24.6%	0.0%	36.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
月 額							
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
29.4%	9.5%						

- (注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。
 2 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

その4 自動車等使用者に対する通勤手当の支給状況

距 離 段 階 別 定 額 制 に お け る 支 給 月 額							
距 離 (片 道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	4,069円	6,988円	13,111円	18,981円	24,509円	29,909円	35,453円
距 離 (片 道)	70km	80km	90km	100km			
支給月額	43,750円	49,368円	56,236円	62,487円			

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	63.9 %	36.1 %	0.0 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級		51.6 %	23.3 %	48.4 %
非 管 理 職		46.0	24.7	54.0

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第24表において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
73.0 %	79.1 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

令和7年4月の標準生計費

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和7年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- 食料費……………食料
- 住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費……………被服及び履物
- 雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

第25表 広島市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位：円)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	38,047	51,206	65,493	79,781	94,069
住居関係費	40,190	52,184	43,546	34,907	26,269
被服・履物費	6,848	4,933	7,844	10,771	13,681
雑費Ⅰ	25,280	37,005	51,537	66,069	80,751
雑費Ⅱ	12,416	20,228	26,473	32,648	38,894
合計	122,781	165,556	194,893	224,176	253,664